

ヒアリング資料

平成19年10月16日 社会保険庁

	頁		頁
1. 日本年金機構法の概要 -----	1	(5) 適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の 流れ -----	21
(1) 国と日本年金機構の役割分担 -----	8	(6) 適用・徴収業務(国民年金)の流れ -----	22
(2) 年金記録の管理に関する国と日本年金機構の 役割分担 -----	9	(7) 年金の裁定及び支払業務の流れ -----	23
(3) 日本年金機構に対する国の監督 -----	10	(8) 年金相談体制の概要 -----	24
(4) 年金保険料の滞納処分 -----	11	(9) 業務内容別職員数(常勤及び非常勤) -----	25
(5) 悪質な滞納者に対する強制徴収の国税庁への 委任 -----	12	3. 重要課題への取組状況	
(6) 協会管掌健康保険・新船員保険の適用徴収業務 -----	13	(1) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進 -	26
(7) 日本年金機構法に基づき業務委託できる範囲 -	14	(2) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料 徴収対策 -----	33
(8) 日本年金機構の組織 (現行との比較のイメージ図) -----	16	(3) 国民年金保険料の収納対策 -----	36
2. 社会保険庁の業務の概要		4. 業務改革プログラムの取組状況について (2007年10月15日) -----	42
(1) 社会保険庁が実施する事業の概要 -----	17	(参考資料)	
(2) 社会保険庁の事業の規模 -----	18	業務改革プログラム(2007年4月3日改定)	
(3) 政府管掌年金業務の全体像 -----	19		
(4) 社会保険業務の実施体制の概要 -----	20		

1. 日本年金機構法の概要

I. 趣旨

- 公的年金制度は、全国民の強制加入を前提に、世代間扶養と所得再分配を行う仕組みであり、安定的な運営のためには、国民の信頼に応えることができる事業運営体制が不可欠である。
- このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の公法人である日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運營業務を担わせることとする。
- この日本年金機構においては、
 - ・能力と実績に基づく職員人事の徹底
 - ・民間企業へのアウトソーシングの推進等により、サービスの向上及び効率的かつ効果的な業務遂行の実現を図る。

II. 日本年金機構の組織等

1. 名称

日本年金機構

2. 役員

- 理事長(1人)、副理事長(1人)、理事(常勤7人以内・非常勤4人以内)、監事(2人)を置く
- 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命
副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命

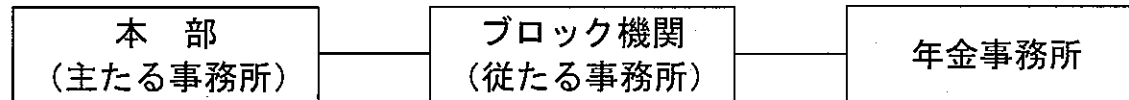
3. 理事会

- 機構の運営に係る重要事項を審議し、決定する。

4. 役職員の地位等

- 役職員は、非公務員とする。(刑法等の罰則の適用については、公務員とみなす。)
- 役職員又は役職員であった者には、秘密保持義務を課す。(同義務違反には、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を適用。)
- 役職員の報酬又は給与は、勤務成績等が考慮されるものでなければならない。
- 役職員は、保険料により運営される年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨のサービスの誓約を行う。

5. 機構の事務所等



6. 資本金

政府出資 (年金事務所の土地建物等を想定)

Ⅲ. 業務運営

1. 国と日本年金機構の役割分担

- 国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。
 - ・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払は、国の歳入・歳出
 - ・年金手帳及び年金証書は、国(厚生労働大臣)の名義で発行
- 機構は、厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)を担う。

2. 業務運営の基本理念

- 機構は、その業務運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化、公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

3. 機構の業務

- 厚生年金保険法及び国民年金法の規定により機構が行うこととされた事務
- 健康保険法及び船員保険法の規定により機構が行うこととされた事務
(全国健康保険協会の管掌する健康保険及び船員保険に関する適用及び徴収)
- 児童手当法の規定により機構が行うこととされた拠出金の徴収に関する事務

4. 民間委託

- 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、業務の一部を委託する。
- 委託を受けた者(その職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者を含む。)には、秘密保持義務を課す。
(同義務違反には、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を適用。)
- 刑法等の罰則の適用については、公務員とみなす。

5. 業務方法書、年度計画 等

- 機構が業務方法書を作成し、厚生労働大臣が認可
- 年度計画(事業計画・予算)
 - ・機構が年度計画(事業計画・予算)を作成し、厚生労働大臣が認可
 - ・事業年度終了後、厚生労働大臣が実績を評価
- 中期目標・中期計画
 - ・厚生労働大臣が、3～5年の期間に機構が達成すべき目標を設定
 - ・機構が中期計画を策定し、厚生労働大臣が認可
 - ・中期目標期間の終了後、厚生労働大臣が実績を評価

6. 報告徴収、改善命令等

○厚生労働大臣は、機構に対し、報告徴収、立入検査、業務改善命令、法令違反等の是正命令を行うことができる。

7. 財務及び会計

○機構の会計は、企業会計原則

○機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける。

○機構は、財務諸表、決算報告書等について、厚生労働大臣が選任する会計監査人の監査を受ける。

○政府は、機構の業務に要する費用を交付するものとする。その際、当該交付金の財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該内訳に対応した交付金の用途を明らかにするものとする。

8. 年金個人情報の利用及び提供の制限

○年金個人情報については、年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、介護保険料等の特別徴収、他制度との併給調整等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

9. 年金委員

○厚生労働大臣は、年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年金委員を委嘱する。

10. 罰則

○守秘義務違反、業務改善命令違反等に対して、所要の罰則を定める。

IV. 日本年金機構の設立準備

(公布日施行)

1. 基本計画

- 政府は、機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、適正かつ効率的な運営を図るため、次の事項について基本計画を定める。(閣議決定)
 - ・機構が自ら行う業務と民間へ委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
 - ・機構の設立に際して採用する職員の数その他の職員の採用についての基本的な事項
- 政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。(年金業務・組織再生会議)

2. 設立委員

- 厚生労働大臣は、機構の設立委員を命じて、機構の設立事務を処理させる。

3. 職員の採用

- 設立委員は、機構の職員の労働条件及び採用基準を提示して、職員を募集する。
- 社会保険庁長官は、社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、名簿を作成して設立委員に提出する。
- 設立委員は、職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関する学識経験者からなる会議の意見を聴くものとする。
- 設立委員から採用する旨の通知を受けた社会保険庁の職員は、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用される。

(機構に採用されなかった社会保険庁の職員の転任、退職又は免職は、国家公務員法の定めるところによる。)

V. 関係法律の改正

1. 権限の委任等の規定整備（厚生年金保険法・国民年金法 等）

○社会保険庁長官が行うと定められている業務は、厚生労働大臣が行うことに改めるとともに、厚生労働大臣は、機構に権限の委任及び事務の委託をして行わせることとする。

2. 機構に強制徴収を行わせるための規定整備（厚生年金保険法・国民年金法 等）

○保険料の滞納処分は、厚生労働大臣から権限の委任を受け、機構において実施することとし、機構における滞納処分業務の公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保するために必要な措置を講じる。

- ・滞納処分についての厚生労働大臣の事前認可
- ・滞納処分の実施規程の策定及び厚生労働大臣の認可
- ・滞納処分の実施職員の任命について厚生労働大臣の認可

3. 強制徴収の国税庁への委任

○厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申し出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとする。

4. その他

- 「社会保険庁」の廃止（厚生労働省設置法から削除）
- 保険医療機関等に対する指導・監査等の事務は、地方厚生局において実施するものとする。（平成20年10月1日施行）
- 以上のほか、関係各法に関し、社会保険庁の廃止及び機構の設立に伴う所要の改正を行う。

VI. 施行期日等

○施行期日は、平成22年4月1日までに政令で定める日（22年1月予定）

- ・IVの機構の設立準備に関する規定は、公布日
- ・Vの地方厚生局に係る規定は、平成20年10月1日

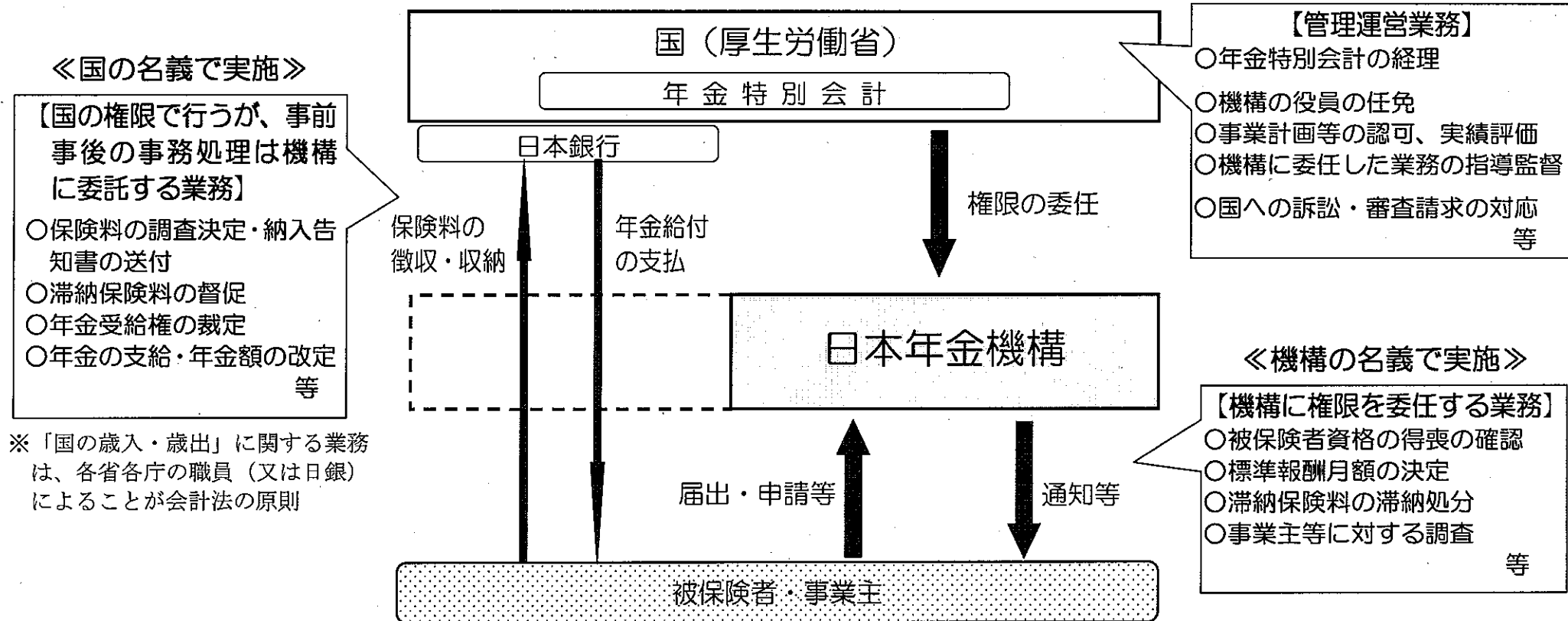
○政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(1) 国と日本年金機構の役割分担

【国（厚生労働大臣）】⇒公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。

- ・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払いは、国の歳入・歳出として行う
- ・年金手帳及び年金証書は、厚生労働大臣の名義で発行

【日本年金機構】⇒厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。



(2) 年金記録の管理に関する国と日本年金機構の役割分担

国の役割	日本年金機構の役割
<p>厚生労働大臣が行う「原簿の備え」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原簿に記載された被保険者等の記録は、大臣が行う保険料の決定や年金裁定等のために重要で、かつ、年金制度の運営の基礎となるもの。 ⇒ 法律上、「<u>原簿の備え</u>」を年金制度の保険者たる大臣の事務とし、<u>年金記録の保有主体は大臣であると整理されている。</u> <p>(注) 原簿とは、主として、システム上に作成された記録ファイルを指す。</p>	<p>機構に行わせる「記録に係る事務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が行う「記録に係る事務」は、システムを使った被保険者等の記録の入力処理等により行うこととなる。 ○ 「記録に係る事務」は、大臣から機構に委任又は委託されている他の事務との連続性の観点から、機構に委託して行わせることとされている。
<p>厚生労働大臣が行う原簿への「記録」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「記録に係る事務」は機構に委託されているが、<u>当該「記録」そのものは、大臣の権限として留保されている。</u> ⇒ <u>大臣は、システムの開発や記録の正確性の確認等を行い、このことを通じて、記録を正確・的確に保有・管理していく責任を果たすこととなる。</u> 	

※ 社会保険オンラインシステムの開発については、国と機構の両者が参画する「システム開発委員会」（仮称）を設け、主要事項について十分な協議を経て、両者の十分な連携の下で進める方向で検討。

【参照条文】

◎厚生年金保険法（日本年金機構法による改正後：国民年金法にも同旨の規定）

（記録）

第28条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

（機構への事務の委託）

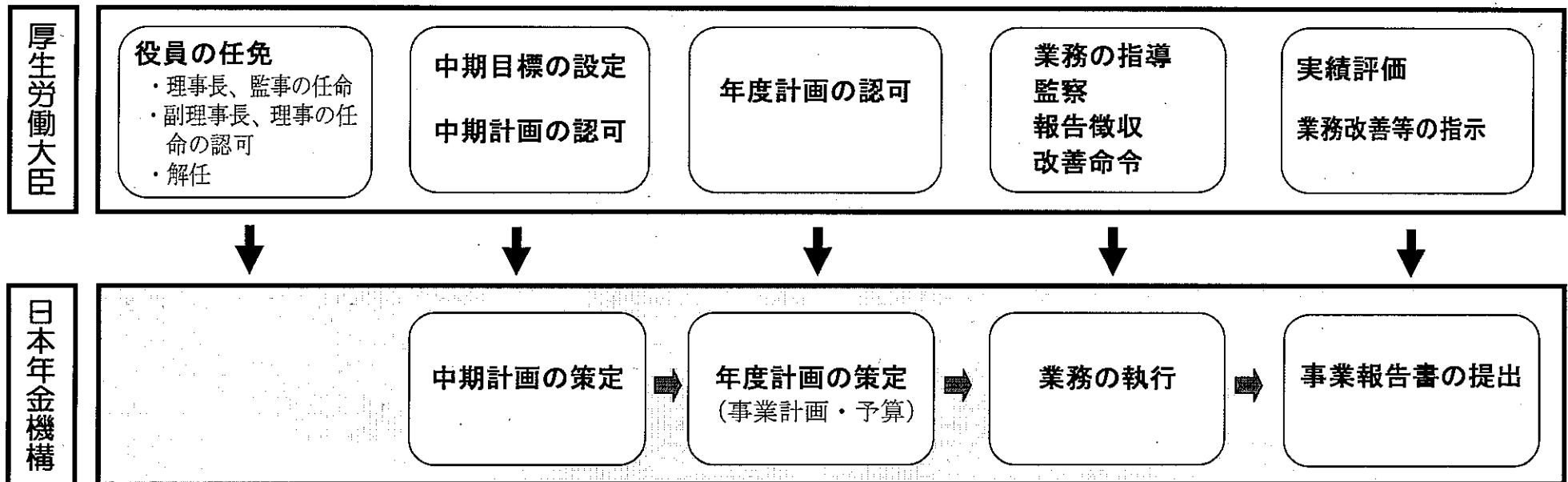
第100条の10 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
二 第28条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

(3) 日本年金機構に対する国の監督

国が公的年金の管理運営責任を担い、また、国民の権利義務に直接かかわる業務も日本年金機構に委任して行わせることから、国が機構を直接的に監督する。

- ① 毎年度の業務運営の管理監督を基本として、機構の年度計画（事業計画・予算）を厚生労働大臣が認可（併せて、業務運営上の中期的課題への計画的な対応を図るため、中期（3～5年）の管理監督も行う。）
- ② 厚生労働大臣が、必要に応じ、業務改善命令、違法行為等の是正命令を行う。

※これに対して、独立行政法人は、法人の自主性・自律性が重視されるので、
・中期の業務管理を中心とし、年度計画は届出
・違法行為等があった場合でも、主務大臣は是正の要求を行えるにとどまる



(4) 年金保険料の滞納処分

- 年金保険料の滞納処分(財産の差押え及び換価等)については、厚生労働大臣から権限の委任を受け、日本年金機構において実施。
- 滞納処分のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外の者に行わせる場合には、その事務処理に当たっての公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保することが必要であり、滞納処分の権限の委任についても、国が機構に対して直接的監督等を行う仕組みを法定。

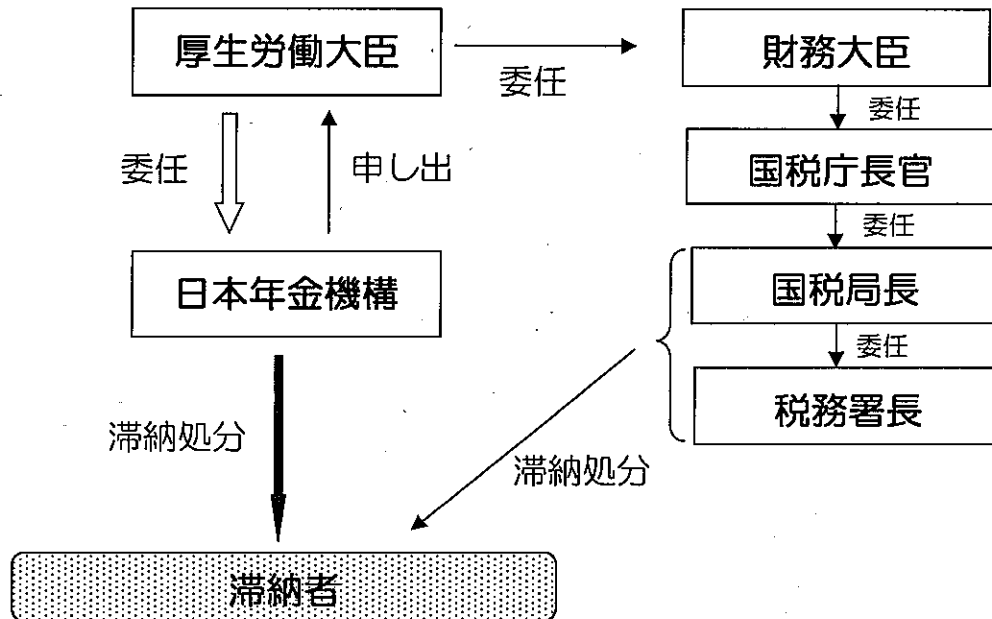
《公正性、客観性を担保するための措置及び行政機関の監督体制を十分に確保するための措置》

事前の措置	<ul style="list-style-type: none">① 滞納処分についての厚生労働大臣の事前の個別認可(一括して認可)② 滞納処分の実施細則の策定及び厚生労働大臣の認可③ 滞納処分の実施職員(徴収職員)の任命について厚生労働大臣の認可(徴収職員の任命を受けた者のみが滞納処分を実施)
事後の措置	<ul style="list-style-type: none">① 機構が実施した処分についての厚生労働大臣への事後報告② 必要と認める場合の機構への報告徴収・立入検査③ 法令違反等についての機構への是正命令

(5) 悪質な滞納者に対する強制徴収の国税庁への委任

○厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、日本年金機構からの申し出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できる。

○具体的には、財産隠匿が疑われるような悪質な事案に関し、機構が最大限の徴収努力を尽くしたことを前提に、国税庁の徴収ノウハウを活かすことによって強制徴収の効果が期待できるものについて、国税庁に委任する。



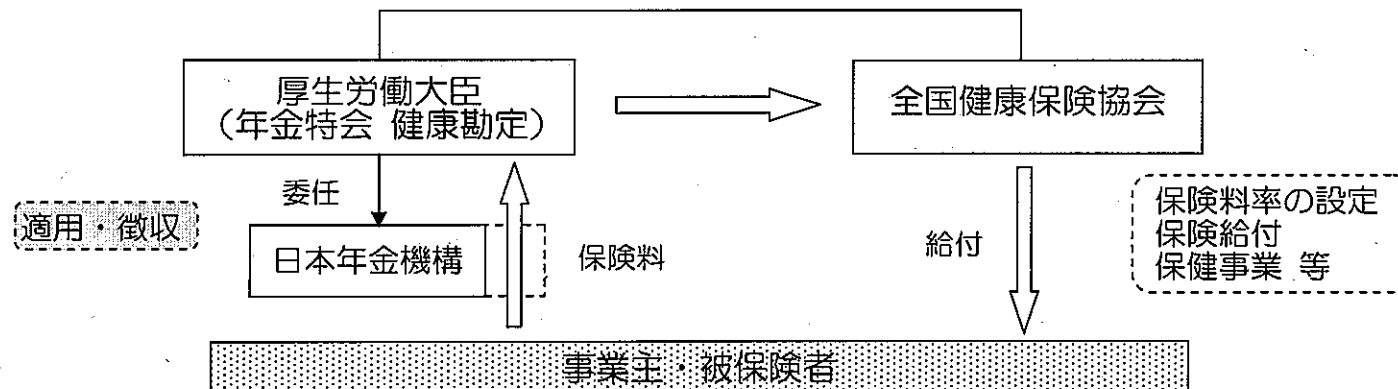
「悪質な滞納者」

- ① 機構が相当程度の働きかけを行ったにもかかわらず、2年以上の長期滞納
- ② 国年が高額所得者等、厚年・健保は滞納額が高額
- ③ 財産隠匿が疑われるが差押財産が特定できない場合や、滞納者が権利関係を複雑にしたこと等により差押財産の換価処分が著しく困難である場合

(6) 協会管掌健康保険・新船員保険の適用徴収業務

- 第164回通常国会で成立した健康保険法改正法では、平成20年10月に、
 - ・政管健保の新たな運営主体として、全国健康保険協会を設立し、
 - ・適用・徴収業務は、国（社会保険庁長官）が厚生年金と一体的に実施することとされている。
- また、第166回通常国会で成立した雇用保険法等の一部改正法では、船員保険法について、
 - ・職務外健康保険及び船員独自給付に係る部分は、全国健康保険協会を新たな運営主体とし、
 - ・適用・徴収業務は、協会管掌健康保険と同様、国（社会保険庁長官）が実施することとされている。
- 日本年金機構の設立後においては、
 - ・上記の健保・新船保業務に係る国（厚生労働大臣）と全国健康保険協会との役割分担は維持した上で、
 - ・厚年と同様に、厚生労働大臣から、日本年金機構に事務の委任を行う。

<協会管掌健康保険・新船員保険の運営組織>



(7) 日本年金機構法に基づき業務委託できる範囲

【日本年金機構法の規定】

(業務の委託等)

第31条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、第27条に規定する業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

附 則

(基本計画)

第3条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画（以下この条及び附則第5条第2項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 機構が自ら行う業務と第31条第1項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
- 二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第1項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

【機構法第31条に基づき業務委託できる範囲】

- 機構法第31条の規定に基づく業務委託は、機構が厚生労働大臣の監督の下に大臣からの委任・委託を受けて年金業務を行う法人として設立されるという趣旨を損なわないものであることが必要であり、無制限に委託できるということではないと考えられる。
- 具体的には、機構設立の趣旨に照らすとともに、機構が行うこととされた業務の性格等を考慮して、総合的に判断することが必要。

【業務委託できる範囲を判断するに当たって考慮すべきと考えられる事項】

(1) 機構設立の趣旨

- 機構は、厚生労働大臣の監督の下、大臣と密接な連携を図りながら、政府管掌年金に関する業務を行うために設立された法人である。(機構法第1条)
- このため、機構は、
 - ・ 役職員について職務遂行の誓約など服務上の特別の義務を課され(法第23条～26条)
 - ・ 大臣による是正命令など直接の監督を受ける(法第48～50条)などの特別の規制・規範の下で、大臣からの委任・委託を受けて業務を行うこととされており、大臣に対して、委任・委託を受けた業務を適切に遂行する責任を負うと考えられる。

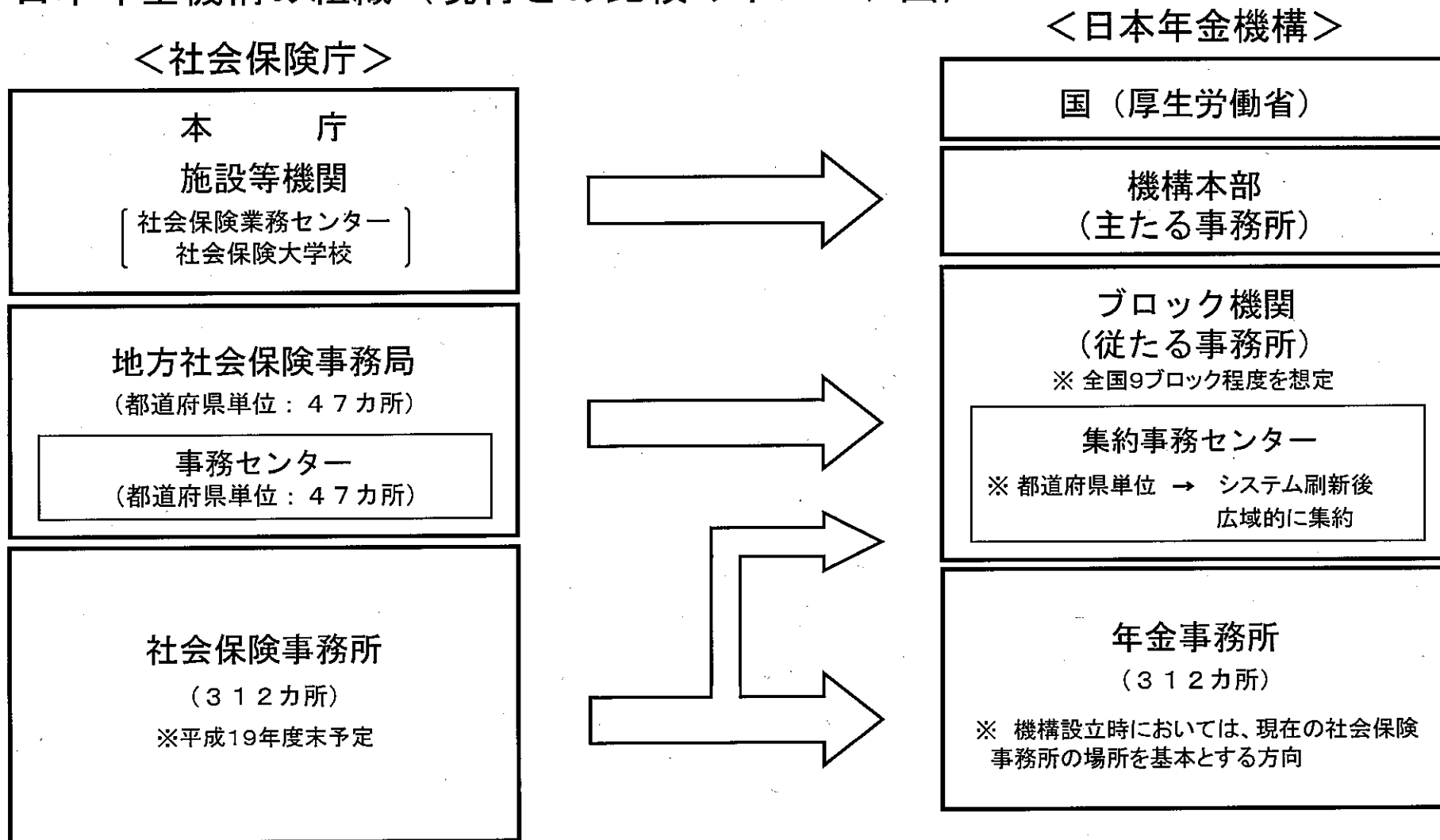
(2) 機構が行うこととされた業務の性格

- 法律上機構が行うこととされた業務としては、主に、
 - ・ 大臣からの委任を受けて、大臣に代わって権限を行使する業務
 - ・ 大臣からの委託を受けて、大臣による権限行使の事前事後の事務処理に当たる業務
 - ・ 年金相談、情報提供など年金事業を円滑に実施するための事業の実施業務
 - ・ 保険料等の収納業務などがあり(機構法第27条ほか)、直接国民の権利義務に具体的な影響を及ぼすものなど、それぞれの業務の性格を踏まえることが必要と考えられる。
 - ※ 例えば、保険料滞納処分については、権力性の高い業務であり、国民の権利侵害を伴うものであることから、大臣による認可など直接的監督を強化して機構に行わせることとされたものである。

(3) その他考慮すべきと考えられる事項

- 機構は、政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り(機構法第1条)、サービスの質の向上、業務運営の効率化、公正性・透明性の確保に努める(法第2条)とされており、こうした事項も考慮する必要がある。

(8) 日本年金機構の組織（現行との比較のイメージ図）



【参照条文】 日本年金機構法（平成19年法律第109号）
（事務所）

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、機構の業務を分掌させるものとする。

（年金事務所）

第29条 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

2. 社会保険庁の業務の概要

(1) 社会保険庁が実施する事業の概要

○ 年金保険事業

・ 厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

・ 国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

○ 政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

（注）平成20年10月からは、全国健康保険協会に業務が移管される（適用・徴収業務は社会保険庁（日本年金機構設立後は同機構）において行う。）。

○ 船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

（注）日本年金機構の設立後は、職務上疾病、年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合し、職務外疾病部門及び船員保険独自給付部門は、全国健康保険協会に移管される（適用・徴収業務は日本年金機構において行う。）。

(2) 社会保険庁の事業の規模

(平成18年度)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
厚生年金	3,400万人	168万か所	21兆円	22兆円
国民年金	3,200万人	—	2兆円	15兆円
政管健保・船員保険	3,600万人	155万か所	7兆円	4兆円

(注1) 「加入者数」及び「事業所数」については、平成18年度末現在。

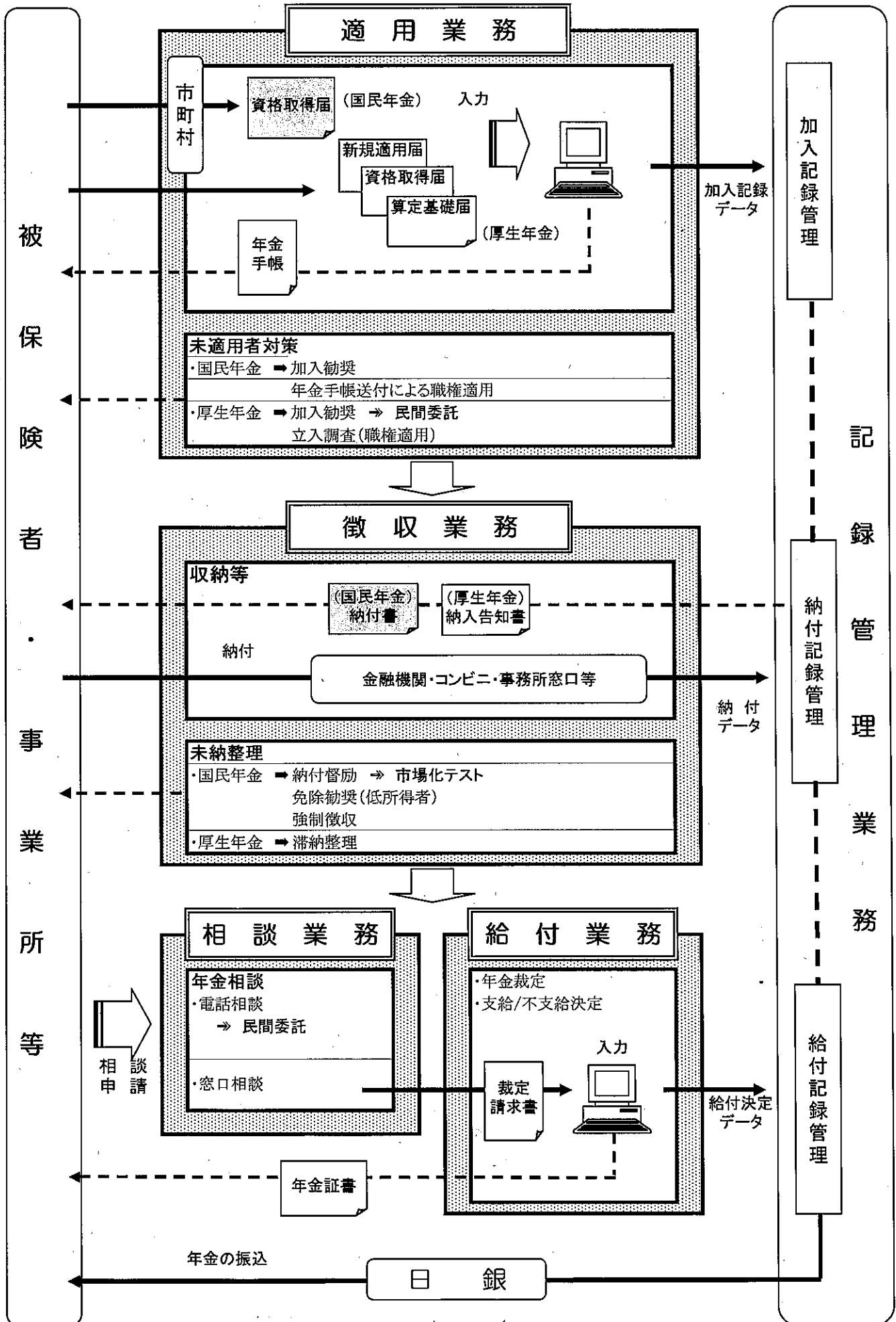
(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

(注3) 国民年金(基礎年金)の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

(注4) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

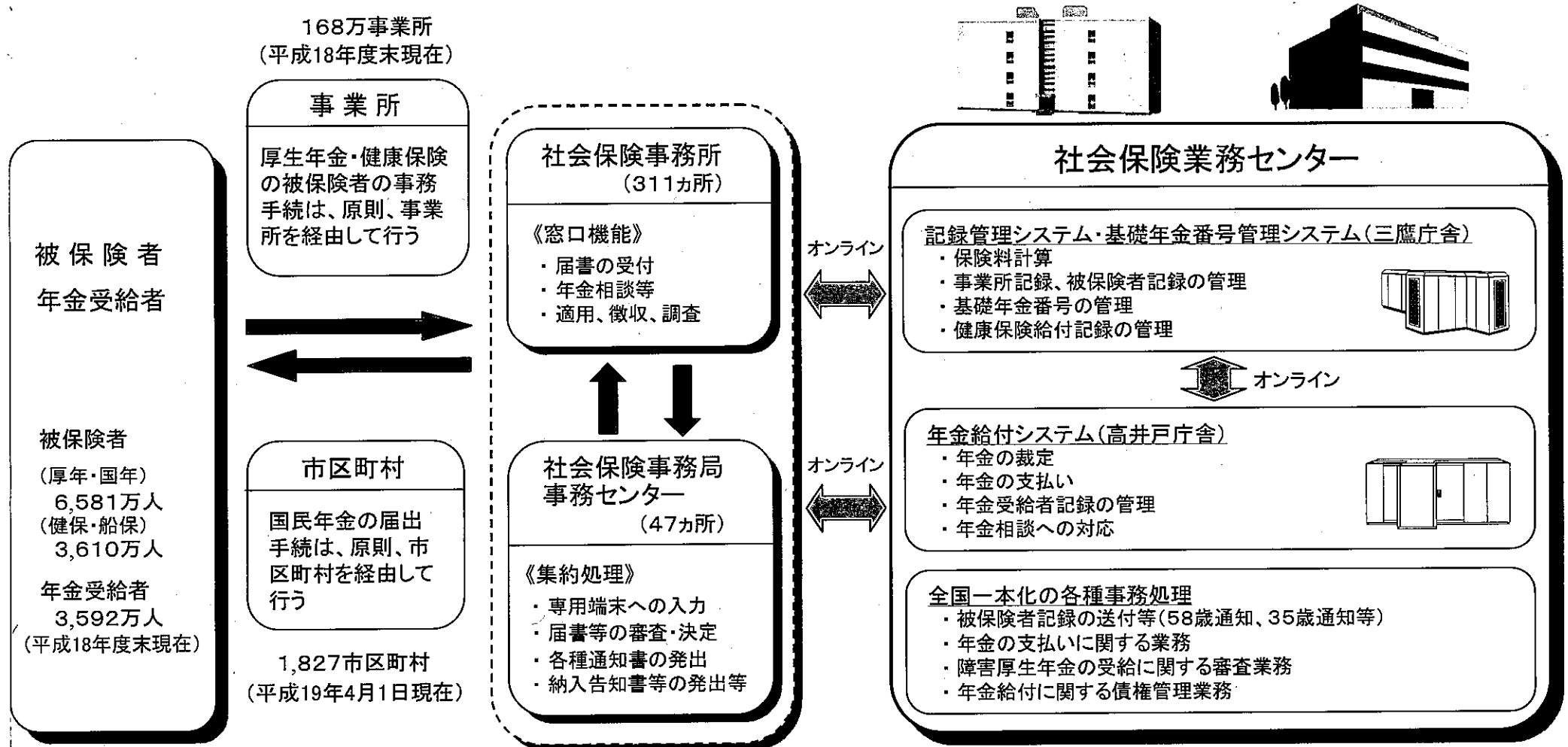
(注5) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

(3) 政府管掌年金業務の全体像



(4) 社会保険業務の実施体制の概要

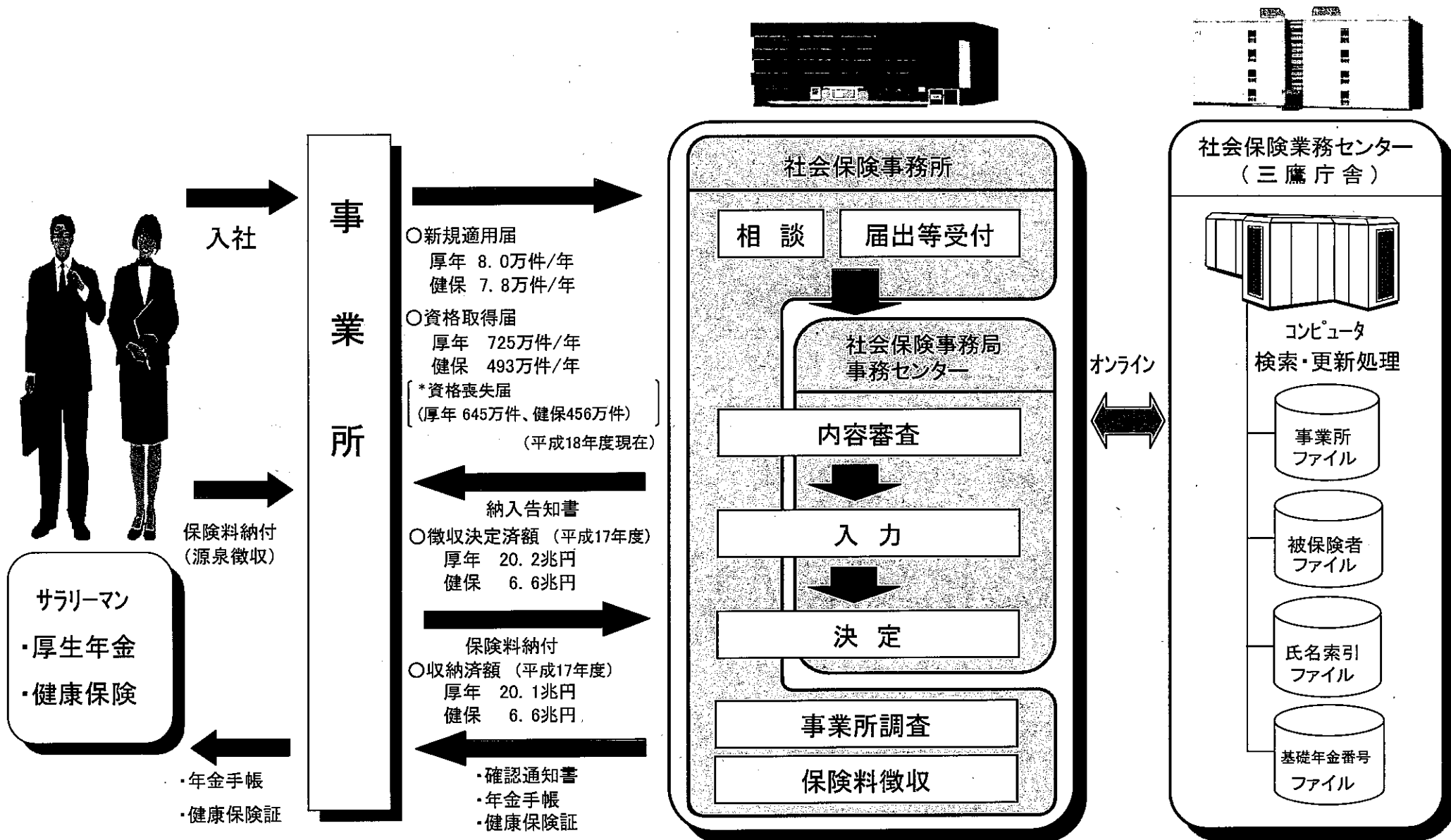
社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

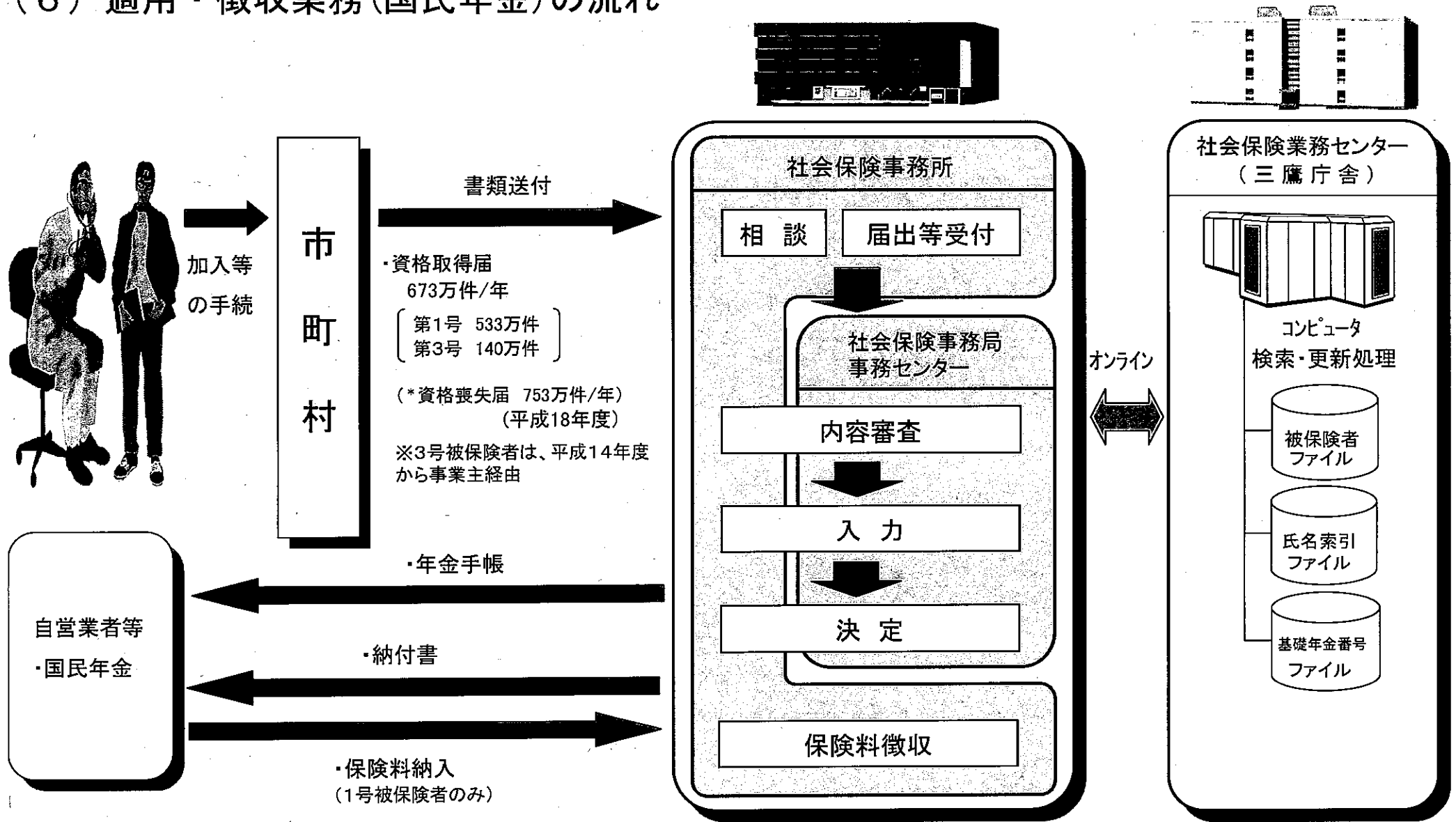
(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、平成21年度から23年度にかけて順次実施することとしている。

(5) 適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ



(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

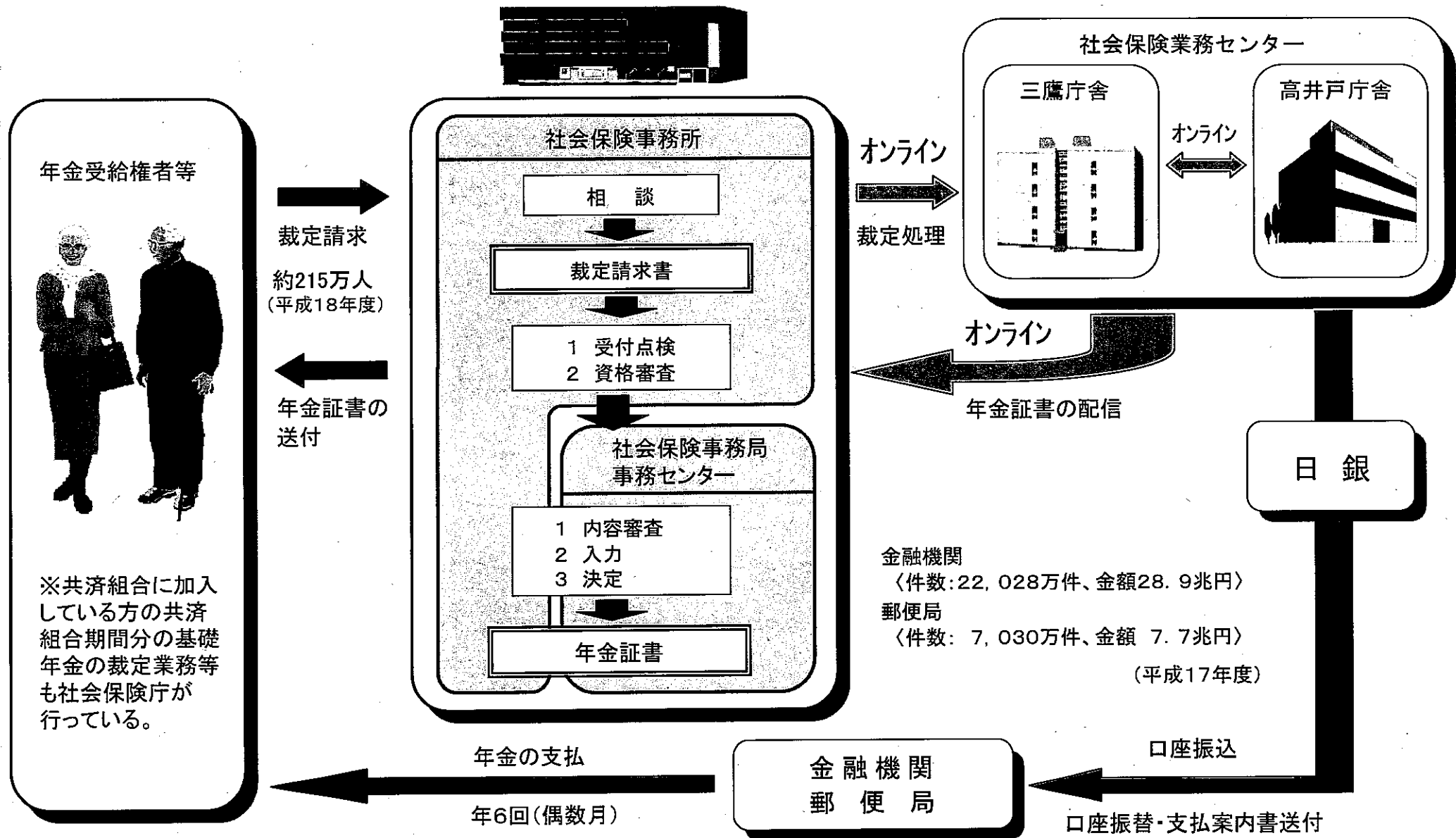
(6) 適用・徴収業務(国民年金)の流れ



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所でやっている。

(注2) 社会保険事務所における保険料の現金収納の事務の見直しを検討する。

(7) 年金の裁定及び支払業務の流れ



(注) 裁定に係る審査等については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所でやっている。

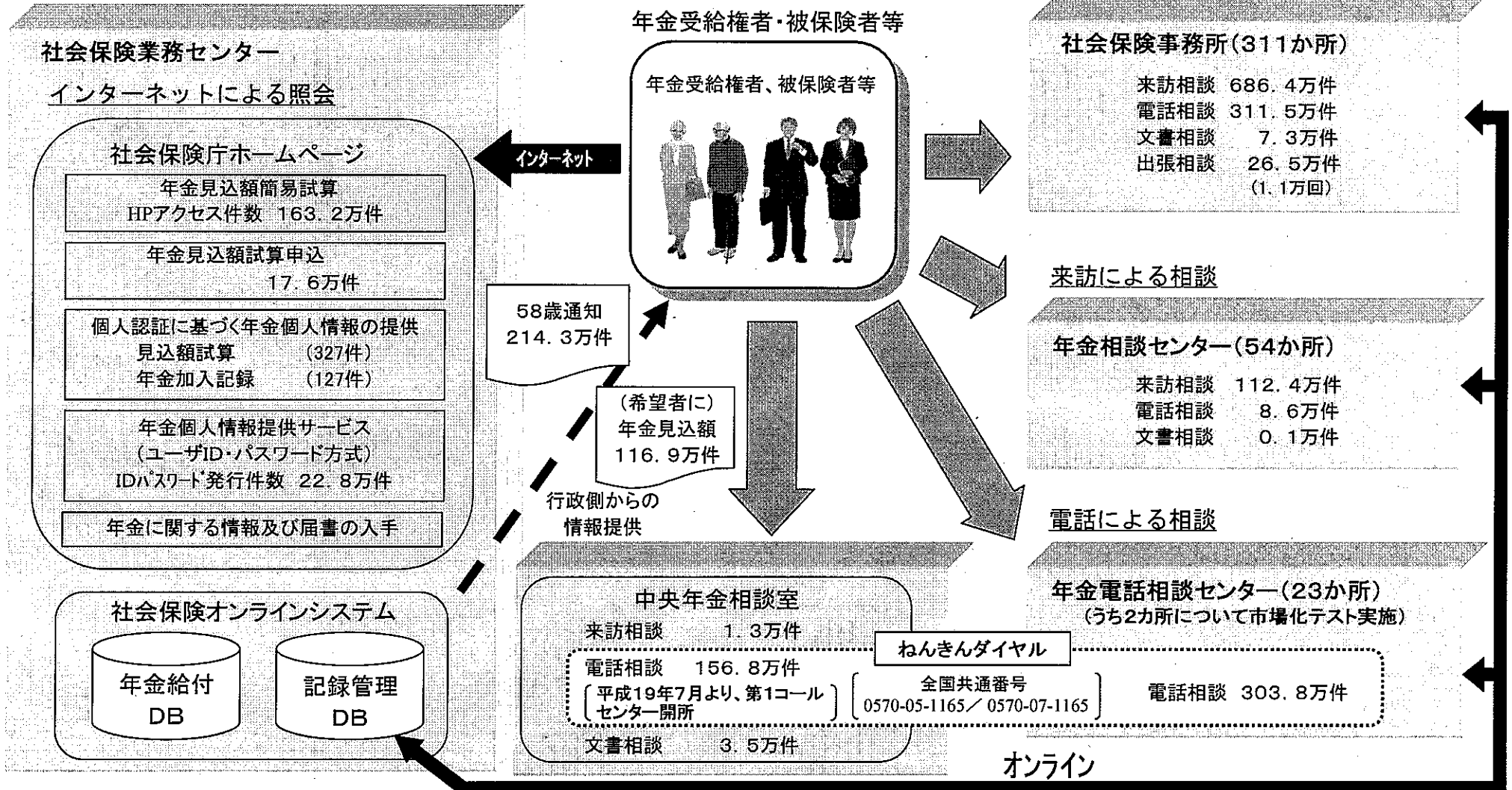
(8) 年金相談体制の概要

平成18年度 年金相談件数

1,618万件	来訪相談	800万件
	出張相談	27万件
	電話相談	781万件
	文書相談	11万件

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金受給額
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き



(9) 業務内容別職員数（常勤及び非常勤）

- 平成18年度の社会保険事務所における業務内容別職員数は、
- ① 内部管理等の業務が1,800人（常勤職員1,500人、非常勤職員300人）、
 - ② 厚年・健保の適用・給付・徴収業務が6,400人（常勤職員5,400人、非常勤職員1,000人）、
 - ③ 国年の適用・徴収業務が8,300人（常勤職員3,200人、非常勤職員5,100人）、
 - ④ 年金給付・相談業務が4,500人（常勤職員2,500人、非常勤職員2,000人）
- となっている。

（単位：人）

		合 計	常勤職員	非常勤職員	
		28,600 (24,300)	17,100 (14,300)	11,500 (10,000)	
本 庁		1,100 (1,070)	910 (880)	190 (190)	・事務補助員
事 務 局		6,500 (3,800)	3,600 (2,200)	2,900 (1,600)	・社会保険指導員、徴収対策専門員、 レセプト点検調査員、事務補助員等
事 務 所	内 部 管 理 等	1,800 (1,600)	1,500 (1,300)	300 (300)	・事務補助員
	厚 年 ・ 健 保 適 用	2,800 (2,800)	2,100 (2,100)	700 (700)	・社会保険適用指導員、事務補助員等
	厚 年 ・ 健 保 徴 収	2,000 (2,000)	1,900 (1,900)	100 (100)	・事務補助員
	健 保 給 付	1,600 (200)	1,400 (200)	200	・事務補助員
	国 年 適 用	1,100 (1,100)	700 (700)	400 (400)	・国民年金事務指導員、事務補助員等
	国 年 徴 収	7,200 (7,200)	2,500 (2,500)	4,700 (4,700)	・国民年金保険料収納指導員、事務補助員等 ・国民年金推進員（保険料徴収・納付督促）
	年 金 給 付 ・ 相 談	4,500 (4,500)	2,500 (2,500)	2,000 (2,000)	・社会保険相談員、年金相談員、事務補助員等

※ 人員数については、本庁は10人単位、地方支分部局は100人単位の概数である。

※ カッコ内は全国健康保険協会関連及び保険医療指導・監査関連の業務に係る職員を除く人員数の再掲。

※ 健保給付には、健康保険任意継続被保険者に係る適用・徴収業務を含む。

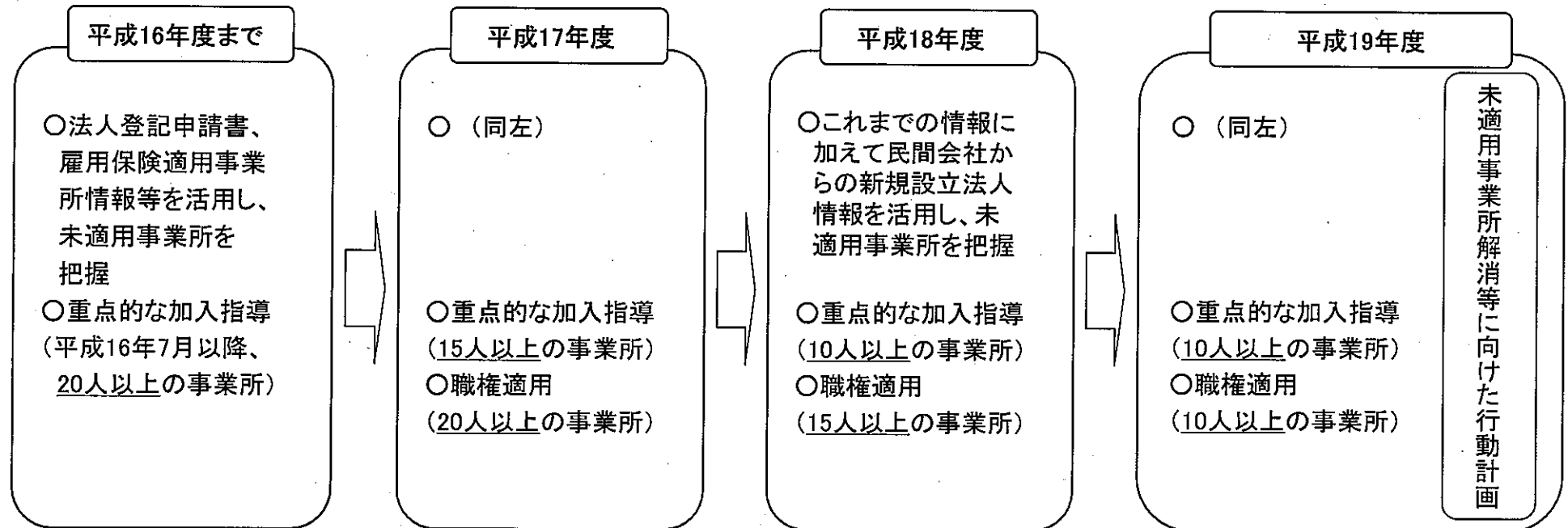
※ 健保給付業務の常勤職員の再掲200名については、全国健康保険協会への移管時に健保給付等業務の効率化により削減される人員数である。

3. 重要課題への取組状況

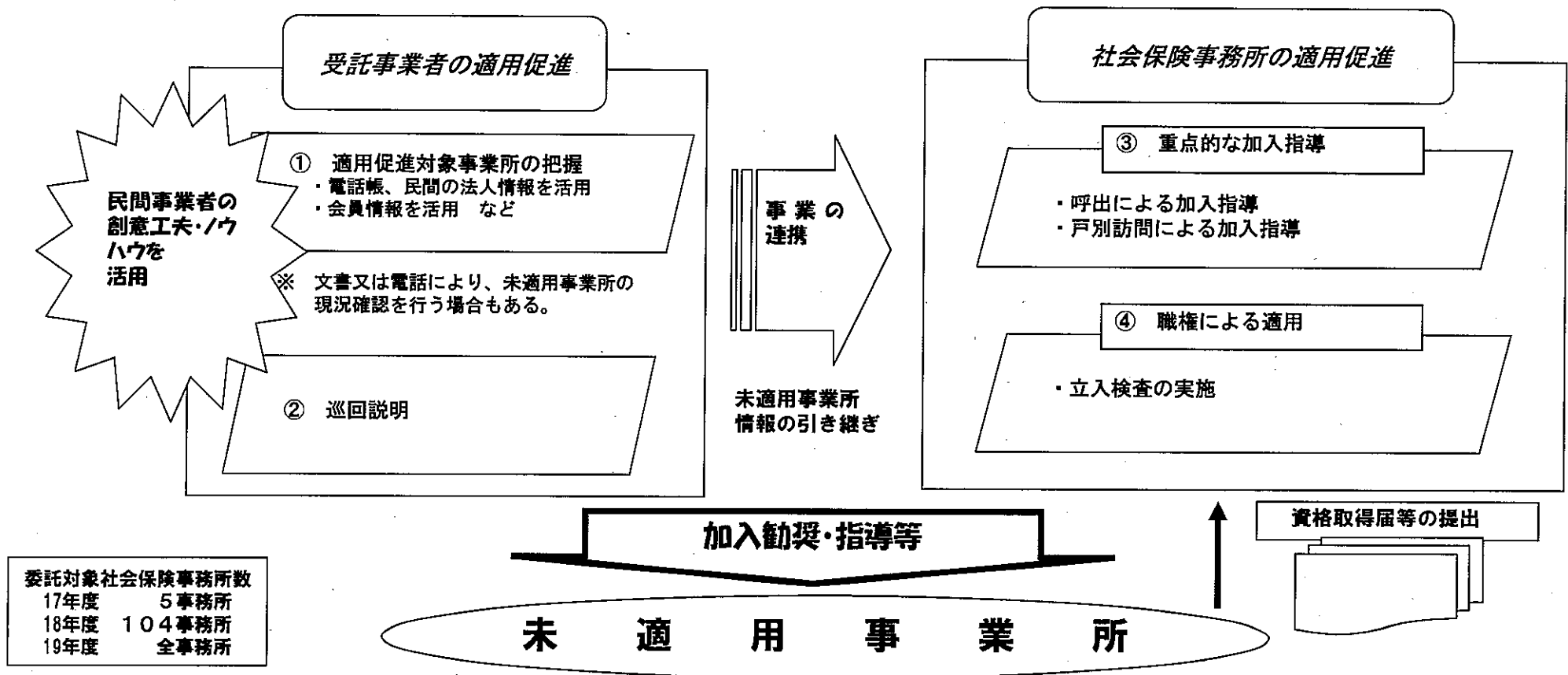
(1) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。



- 未適用事業所把握・加入勧奨業務について、平成17、18年度の市場化テストモデル事業の経験も生かしつつ、平成19年度より全ての社会保険事務所において民間委託を実施。
- 社会保険事務所においては、重点的な加入指導、職権適用の強化により力を入れて取り組む。



② 適用事業所に対する適正な適用の指導等

- 適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施してきている。
- 平成16年度以降、事業所調査の重点業種の指定、調査目標の設定など、取組みを順次強化してきている。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

事業主に対する指導

- 新規適用事業所に対する説明会での指導
- 届書提出時の事務説明会での指導
- パンフレット等を活用した周知



事業所調査の実施

- ① 事業所調査を特定業種（派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）に重点化【16年度～】
- ② 事業所調査の数値目標（毎年度全適用事業所の4分の1以上）の設定【17年度～】
- ③ 短時間労働者等について事業所調査の結果を対策に反映【18年度～】
- ④ 都道府県労働局との連携による重点的な調査の実施【19年度～】

社会保険の適用基準

- 強制適用事業所は、
 - ① 法人事業所で常時従業員を使用するもの
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものその他の事業所は、任意適用事業所
- (注) 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、強制適用事業所とされているのに対し、飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、任意適用事業所とされているところ。
- 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者
 - 常用的使用関係の有無は、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して認定
- (注) 適用除外：下記のいずれかに該当する者は被保険者から除外している。
- ① 臨時に1ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
 - ② 臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人
 - ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人
 - ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

平成18年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

- 適用した事業所数 **8,459 事業所**
(うち職権適用 87事業所)
- 適用した被保険者数 **42,638 人**
(うち職権適用 1,029人)
- 未適用事業所数 **86,140 事業所**

2 市場化テスト(適用促進)事業

- 適用した事業所数 **2,424 事業所**
- 適用した被保険者数 **11,240 人**
- 未適用事業所数 **11,287 事業所**

3 適用事業所の事業所調査

- 適用した被保険者数 **62,122 人**

○適用した 事業所数

10,883 事業所
(前年度適用した事業所数
5,084事業所)

○適用した 被保険者数

53,878人

未適用事業所数 (平成18年度末)

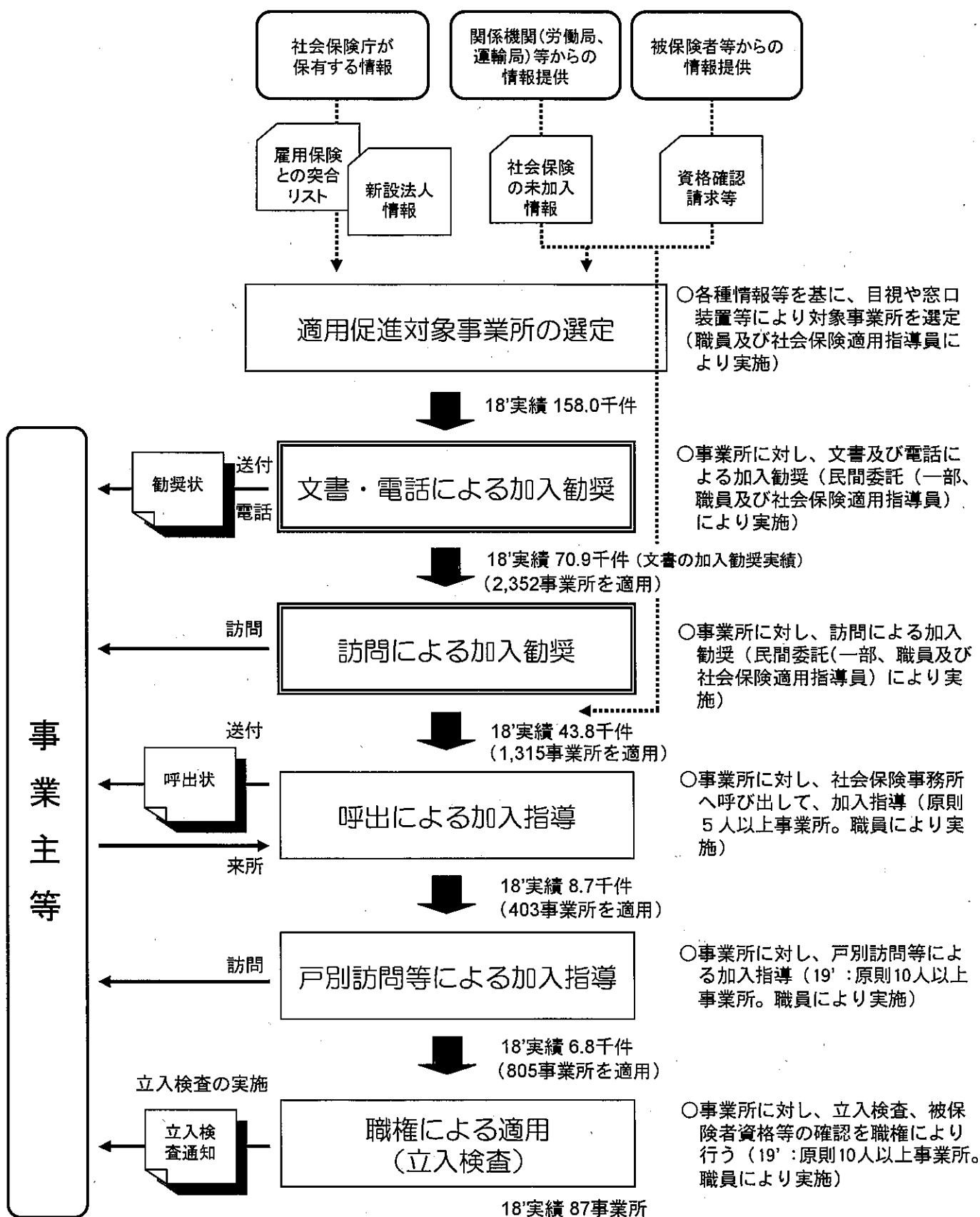
97,427 事業所
(前年度末未適用事業所数
63,539事業所)

〔資格関係事業所調査件数〕

- 調査件数 **460,916 事業所**
(※適用事業所数に占める割合 28.65%)

(注) 未適用事業所数は、適用事業所の対象となりうると把握しているが、届出が行われていない事業所数である。

厚生年金・政管健保の適用促進業務の処理フロー



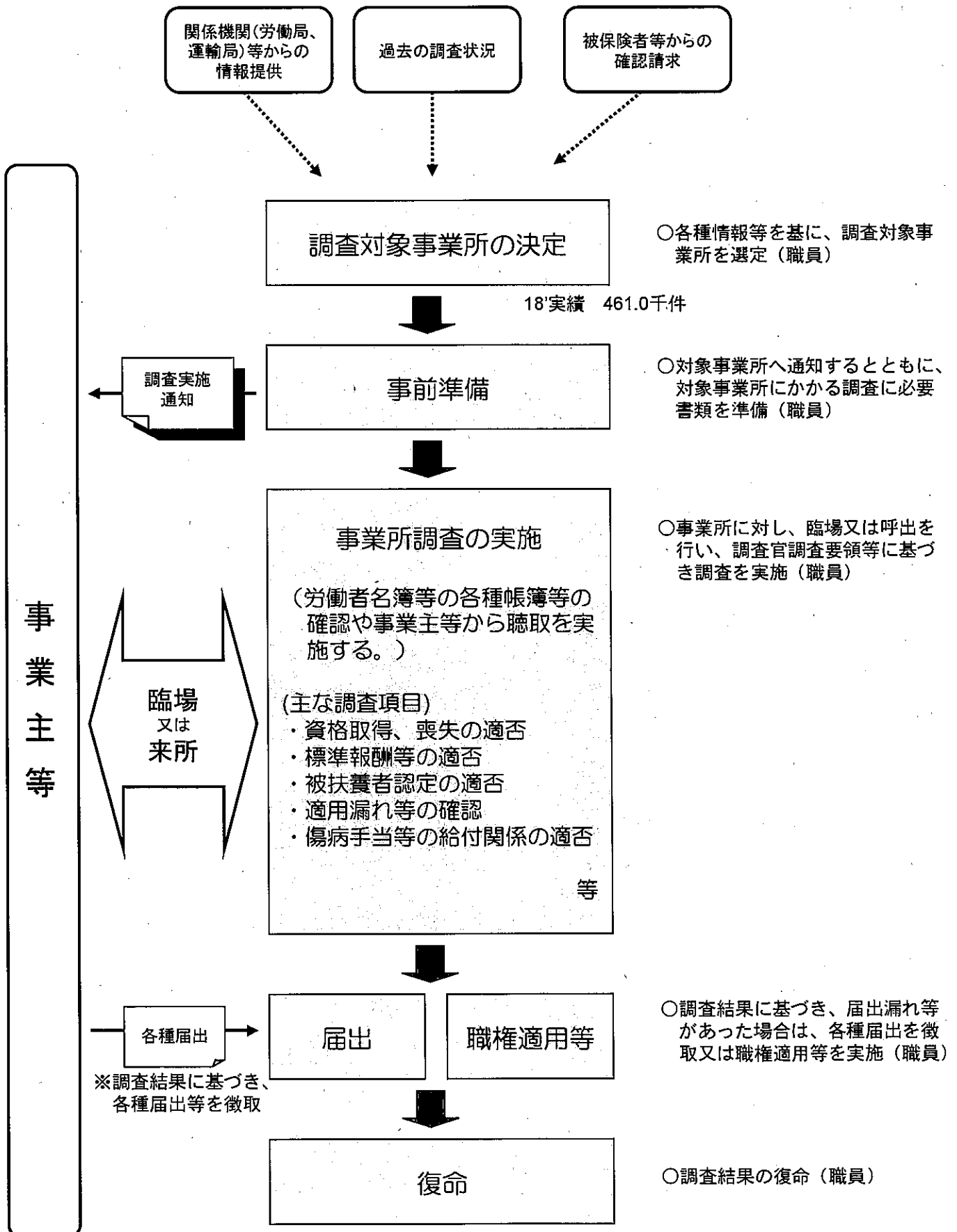
(注1) 上記のほか、過去の加入指導等により平成18年度に適用となった事業所がある。
(3,497事業所)

(注2) 上記のほか、市場化テストにおいて加入に結びついている事業所がある。
(2,424事業所)

(凡例)

 外部委託

厚生年金・政管健保の事業所調査の処理フロー



(2) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料徴収対策

① 保険料の徴収状況

○ 厚生年金・政管健保の収納率については、おおむね97～98%以上を確保している。

(単位:億円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
厚生年金	徴収決定済額	206,768	196,471	198,022	203,577	212,612
	収納済額	202,034	192,425	194,537	200,584	209,835
	保険料収納率	97.7%	97.9%	98.2%	98.5%	98.7%
政管健保	徴収決定済額	62,453	65,529	66,220	67,091	67,752
	収納済額	60,470	63,741	64,619	65,677	66,404
	保険料収納率	96.8%	97.3%	97.6%	97.9%	98.0%

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合

(参考) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料について

○ 厚生年金保険料・政府管掌健康保険料は、被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額、標準賞与額に下記の保険料率を乗じて計算

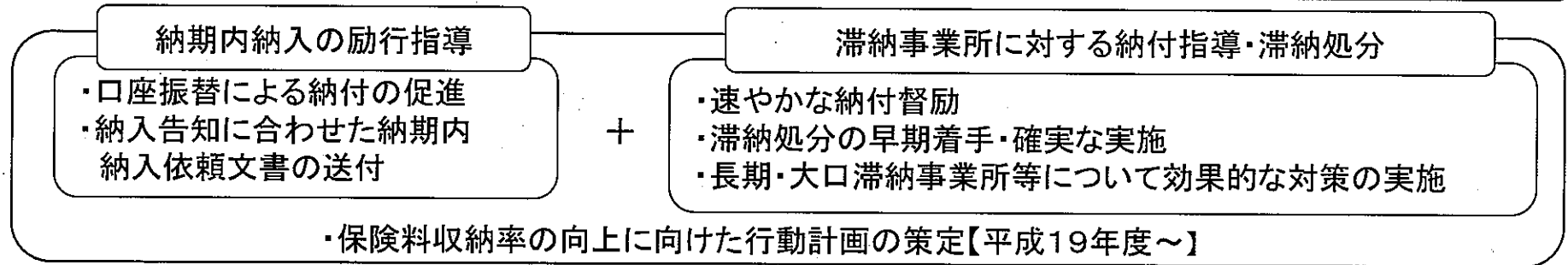
※ 保険料率(19.9現在)

政府管掌健康保険料率 8.2%、厚生年金保険料率 14.996%

○ 保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、事業主がまとめて社会保険事務所へ納付

② 保険料の徴収対策

- 厚生年金・政管健保の保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等に取り組んでいる。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組を推進。



[参考データ]

① 口座振替実施率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
口座振替実施率	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%

② 滞納事業所数の推移

	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	138,270	127,442	113,777	105,545	108,070

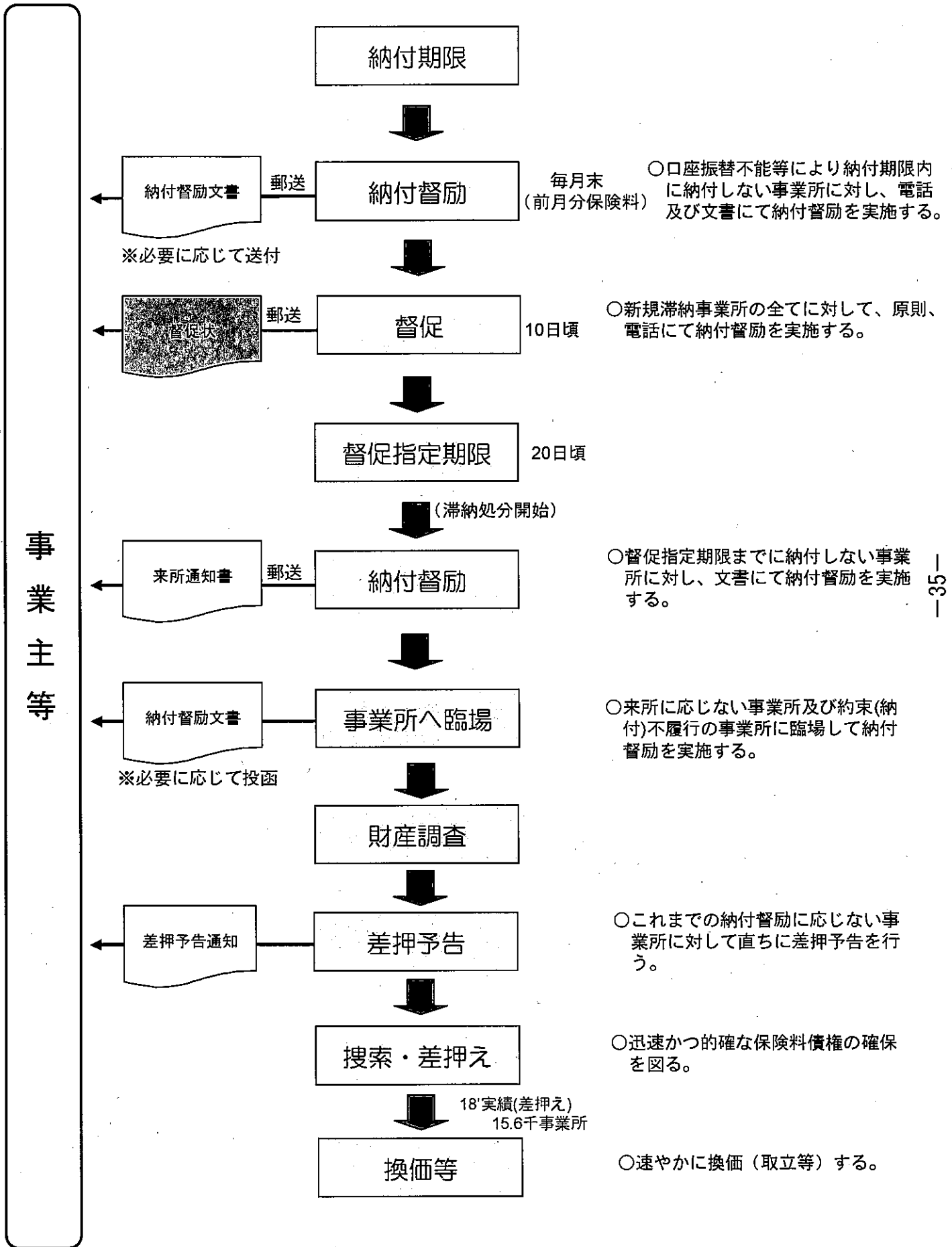
(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

③ 差押え事業所数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
差押え事業所数 (単位:所)	(20,474) —	(17,630) —	(17,223) 13,132	13,631	15,613

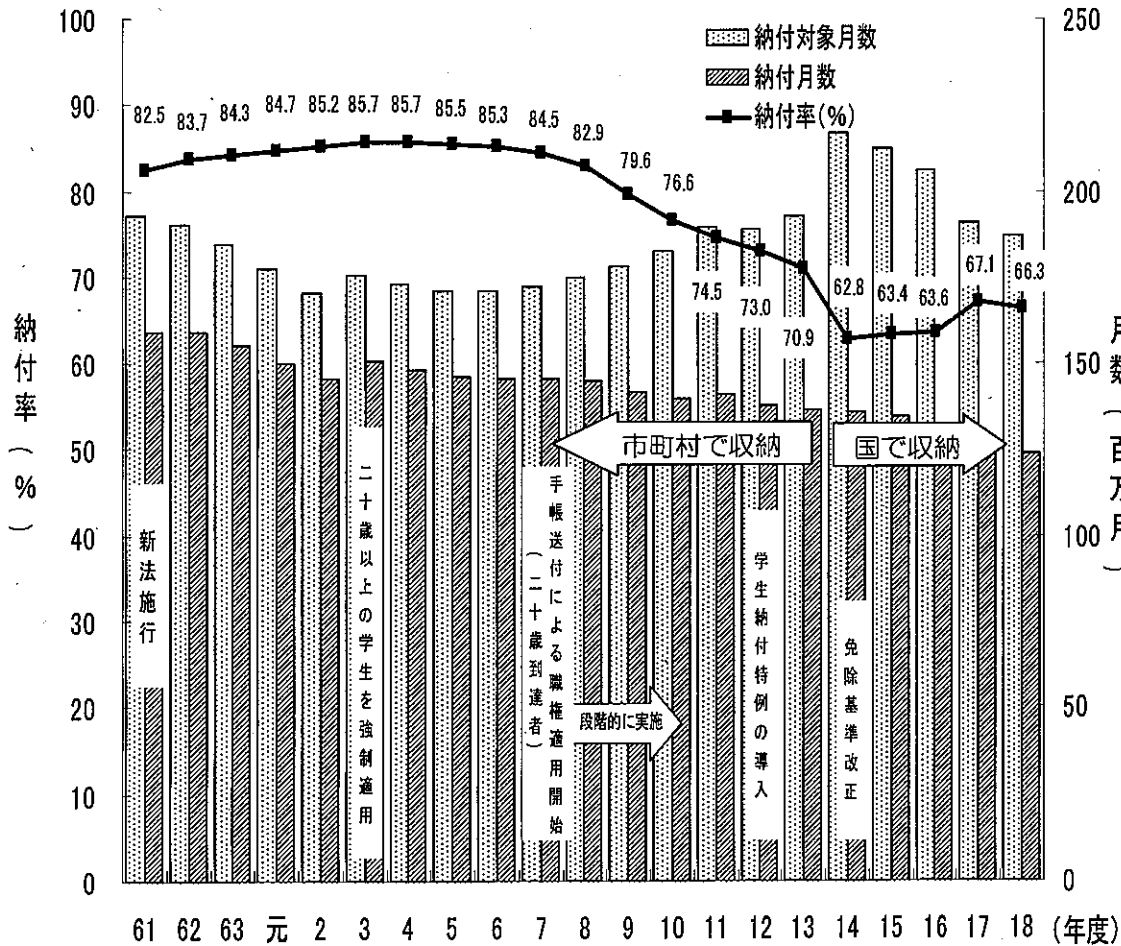
(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

厚生年金・政管健保の滞納処分の処理フロー



(3) 国民年金保険料の収納対策

① 国民年金保険料の納付状況



平成18年度の納付率は、66.3%
(対前年度比△0.8%)

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%
17年度分保険料			67.1%	70.7%
18年度分保険料				66.3%

※ 時効前(納期から2年以内)に納付する者を含めると約7割が納付

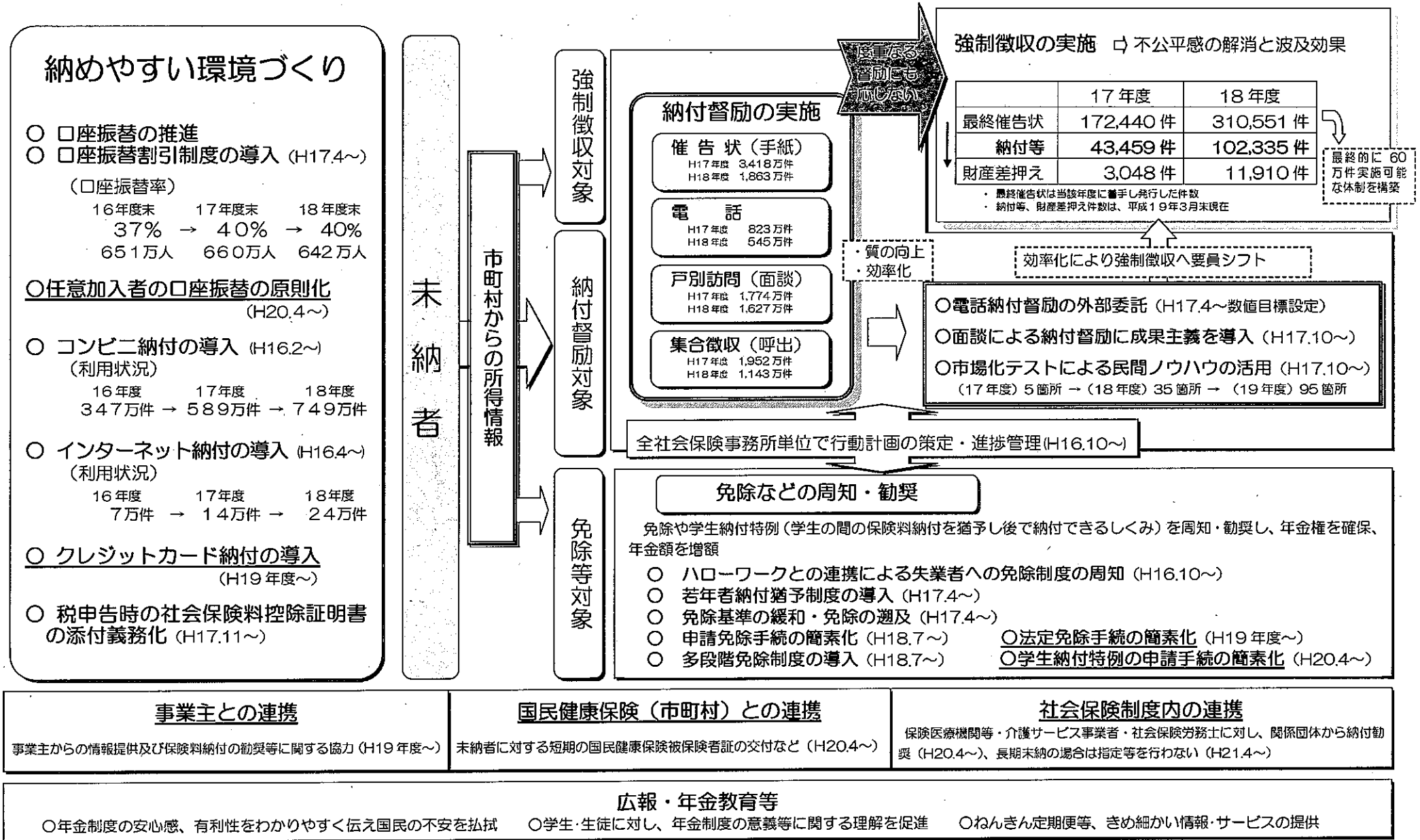
(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率(80%)を設定。

16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

② 収納対策のスキーム（概念図）

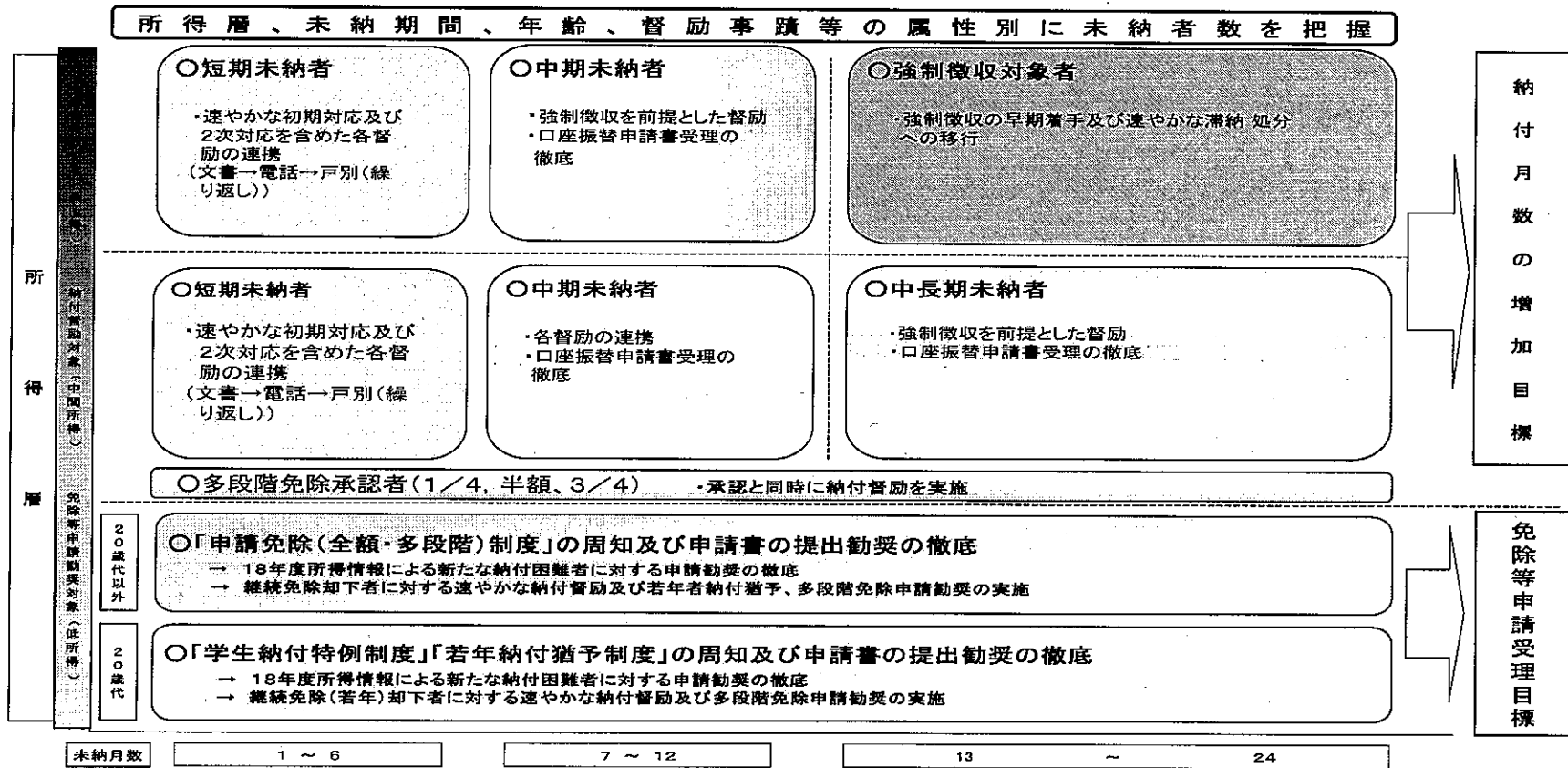


※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

ア. 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の推進

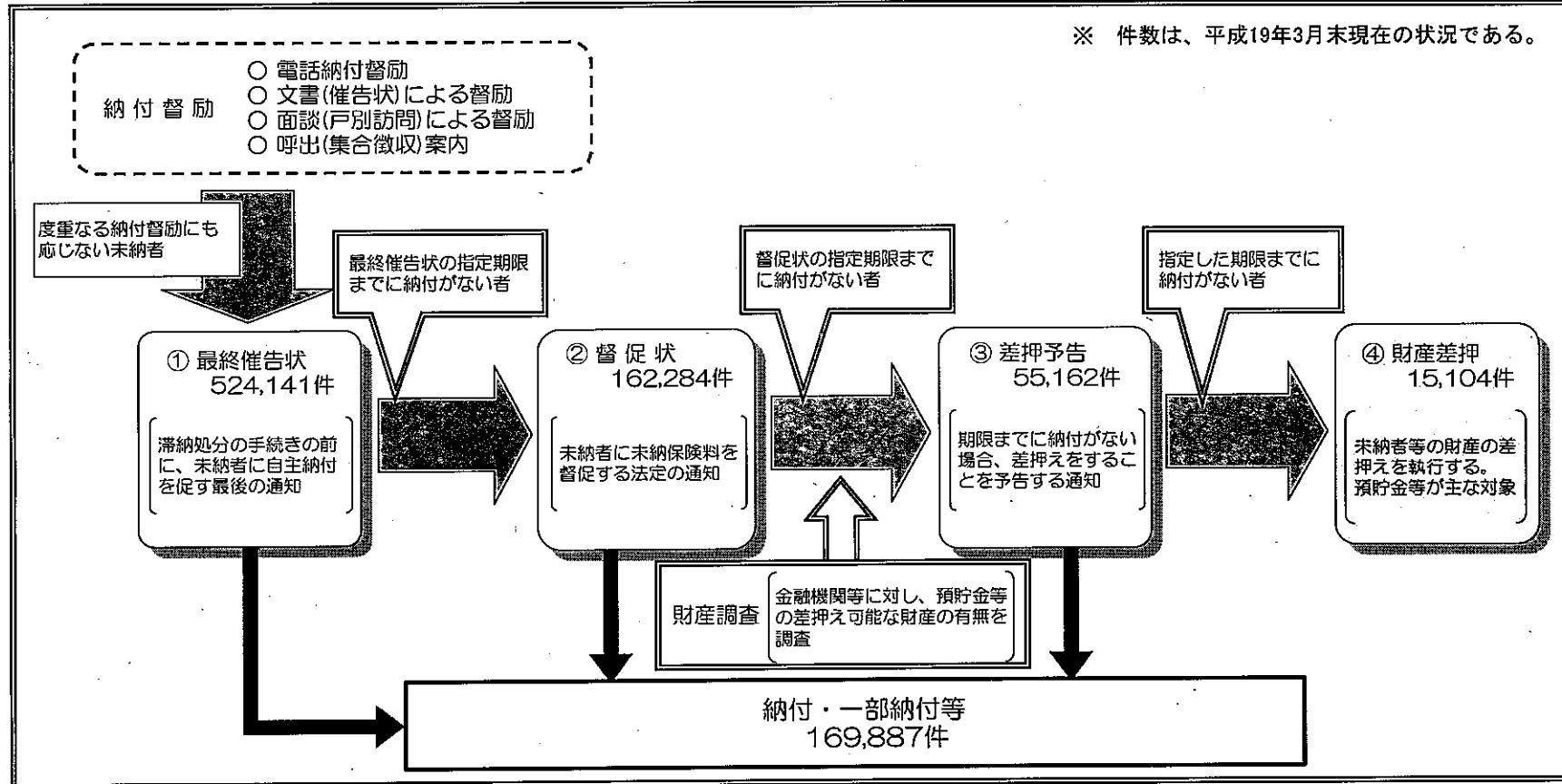
- 平成18年度より、所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール等を明確にして納付督促等を実施。
- 平成19年度においては、18年度の取組を全国に定着させるとともに、未納者属性を更に細分化するなど、工夫した対策を実施することにより、納付月数の増加及び免除等の申請の取得に取り組んでいる。

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



イ. 強制徴収の充実・強化

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、強制徴収の着手を推進しており、対象を順次拡大してきている。
- 平成18年度までは、最終催告状の発行を目標としてきたが、平成19年度は、最終催告状から財産差押えまでに至るプロセスを確実かつ速やかに実施することにより、強制徴収1件当たりの収納月数の増加を目指した取組を推進している。



(実施状況：平成19年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件
督促件数	416 件	4,571 件	56,407 件	100,890 件
差押件数	50 件	636 件	8,585 件	5,833 件

強制徴収の取組み（イメージ図）

平成18年度

目標

送付対象件数（35万件）

強制徴収対象未納者

所得金額
が200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状

差押予告

財産調査

差押え

平成19年度

目標

強制徴収取組件数（60万件）

強制徴収対象未納者

所得金額
が200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状
最終催告対象者
の50%以上

差押予告

財産調査

差押え

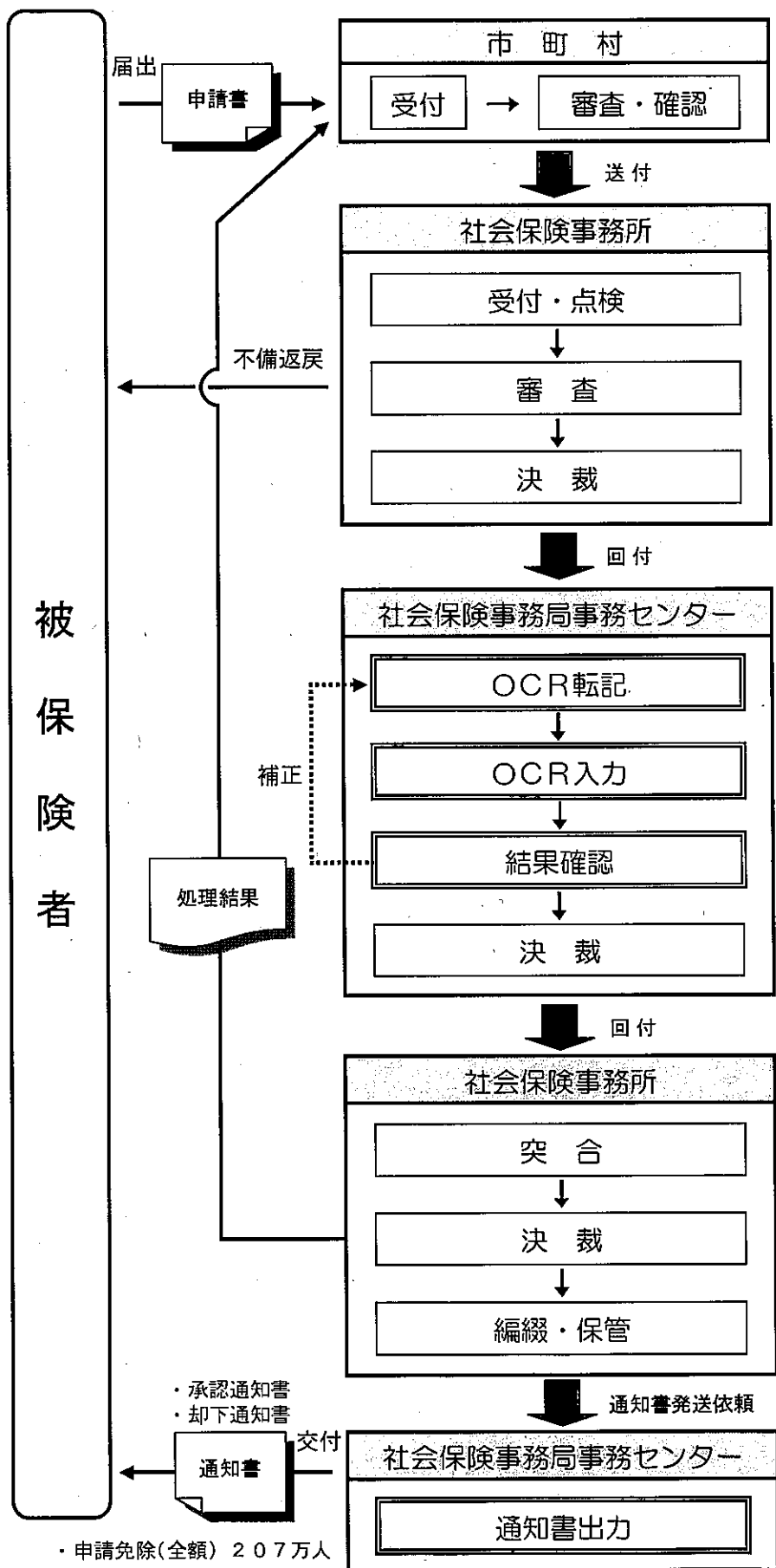
督促対象者の
20%

口座振替の獲得

最終催告
対象者の
20%以上

（継続した取組）

国民年金保険料免除等業務の処理フロー



- 申請書の受付・点検
 - ・市町村役場から免除等申請書の送付を受けた場合は、記載漏れ、所得確認の点検を行い、受付処理簿に記入する。
- 内容審査
 - ① 特例認定等対象者の確認
 - ・特例認定等対象者については、添付書類により事実確認を行う。
 - ・記入漏れ、添付書類漏れの場合は、市町村役場又は被保険者へ返戻する。
 - ② 学生であることの確認（学生納付特例の場合のみ）
- 入力結果の確認
 - ・入力処理後は、申請書の記入内容と承認・却下通知書発行一覧表との照合を行う。
 - ・照合の結果、誤りがあった場合は、通知書を廃棄し、被保険者記録の補正を行い、再度通知書を作成する。
- 突合・決裁
 - ・申請書の記入内容と承認・却下通知書一覧表との照合を行い、決裁を受ける。
 - ・受付処理簿に処理経過を記入する。
 - ・「国民年金処理結果一覧表」、「承認・却下通知書発行一覧」を市町村役場へ送付する。
- 申請書等の保管
 - ・処理を終えた申請書及び処理結果リストを編綴のうえ保管する。
- 通知書の交付
 - ・点検・決裁後、承認通知書又は、却下通知書を本人へ送付する。

(凡例)

外部委託等

・申請免除(全額) 207万人
 ・学生納付特例 170万人
 ・若年者納付猶予 37万人
 (平成19年度3月末現在)

4. 業務改革プログラムの取組状況について

業務改革プログラムの取組状況について

2007年10月15日

業務改革プログラムの取組状況について（概要）

I. 国民サービスの向上

○ お客様の声に対応したサービスの改善

【取組】

- ①「長官への手紙・長官へのメール」の実施
【平成 16 年 10 月～】
- ②「国民の声報告体制」の整備
【平成 16 年 10 月～】
- ③定期的な「お客様満足度アンケート」の実施
【平成 17 年度～】

【実績】

- ① 手紙 993 件、メール 18,744 件(16 年 10 月～19 年 8 月末)
- ② 国民の声対応票作成 4,213 件(16 年 10 月～19 年 8 月末)
- ③ 平成 19 年 1 月調査結果：全体としての満足度
年金相談窓口 89% 年金相談以外の窓口 87%

【実施状況】

○寄せられた具体的な御意見・御批判については、その対応状況を社会保険庁ホームページに定期的に公表するとともに、しっかりと業務改善につなげる取組を徹底

(例)

- | | |
|------------------------|--|
| ・年金相談の待ち時間を短くしてほしい | → 夜間・休日の年金相談窓口の開設、予約制の導入 |
| ・現況届の返信料を料金受取人払いにしてほしい | → 年金受給権者の生存確認を住民基本台帳ネットワークを活用して実施(現況届の提出が原則不要) |
| ・年金加入記録情報を送付してほしい | → 「ねんきん定期便」において、保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報定期的に通知 |
| ・クレジットカードを導入してほしい | → 国民年金保険料の納付方法として、19 年度中にクレジットカードによる納付を実施 |
| ・外国人向けのサイトを作ってほしい | → 社会保険庁HP(英語版)の創設、外国語(8カ国)のチラシを作成し、社会保険庁HPに掲載 |

○ 年金相談体制の充実

【取組】

- ①相談時間の延長【平成 16 年 12 月～】及び休日相談の実施
【平成 17 年 4 月～】
- ②年金相談センターの配置見直し及び年金電話相談センターの拡充【平成 16 年度～】
- ③社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースの拡充
【平成 17 年 8 月～】
- ④中央年金相談室と全国 23 カ所の年金電話相談センターとのネットワーク化【平成 17 年 10 月～】
- ⑤年金電話相談センターの集約化及び総合コールセンターの整備
【平成 19 年度～】

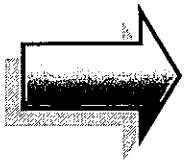
【実績】

- ①毎週月曜日の相談時間の延長及び毎月第2土曜日の休日相談を実施
※19年6月4日から9月21日までの間、平日の相談時間を延長
19年6月9日から9月16日までの間、土曜日、日曜日、祝日の年金相談を実施
- ②年金電話相談センター
10カ所(15年度末)→23カ所(19年8月末)
- ③中央年金相談室電話相談ブース
56席(16年度末)→180席(19年6月末)
- ④全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165(年金のご相談)
- ⑤19年7月に中央相談年金室を移転し、第1コールセンターを設置
※電話相談ブース220席に拡充

【実施状況(効果)】

○年金相談窓口における待ち時間：15分未満 57%
60分以上 6%
(平成19年1月「お客様満足度アンケート」より)

○電話応答率 20.5% → 69.4%
(16年度平均) (18年度平均)



○ 年金個人情報提供の充実

【取組】

- ① インターネットを活用した年金個人情報の提供【平成 16 年 1 月～】
- ② ID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供【平成 18 年 4 月～】
- ③ 58 歳到達者に対する被保険者記録の通知【平成 16 年 3 月～】
- ④ 裁定請求書の事前送付【平成 17 年 10 月～】
- ⑤ 年金見込額試算の対象年齢の引き下げ(55 歳以上 → 50 歳以上)【平成 18 年 3 月～】

【実績】

- ① インターネットによる年金見込額試算
59 万件
(平成 16 年 1 月～19 年 8 月)
- ② ID・パスワードの発行件数
92 万 9 千件
(平成 18 年 4 月～19 年 8 月)
- ③ 年金加入記録のお知らせ
611 万件
(平成 16 年 3 月～19 年 8 月)
- ④ 裁定請求書(ターンアラウンド用)
282 万 6 千件
(平成 17 年 10 月～19 年 8 月)
- ⑤ ホームページでの年金見込額試算の受付件数(平成 18 年 3 月～19 年 8 月)
50 歳～54 歳 13 万 9 千件
55 歳以上 17 万 9 千件

【今後の取組】

○保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についてお知らせする「ねんきん定期便」の導入

- ・一部前倒して 35 歳到達者に対する年金加入状況の通知を実施(平成 19 年 3 月)
- ・年金記録問題への対応のため、平成 19 年 12 月～平成 20 年 10 月までを目途に「ねんきん特別便」を実施
- ・「ねんきん特別便」の実施を踏まえ、「ねんきん定期便」の実施を平成 21 年 4 月に延期

○ 事務処理の迅速化

【取組】

- 「サービススタンダード」(請求書を受け付けてから、支給決定通知書をお届けするまでの所要日数)を設定【平成 17 年 4 月～】

医療給付:3 週間以内

老齢・遺族年金:2 か月以内

(加入期間の再確認を要しない場合;1か月以内)

障害基礎年金:3 か月以内

障害厚生年金:3 か月半以内

【実績】

- サービススタンダード達成状況 (18 年度)

・傷病手当金 92.4%

・家族出産育児一時金 96.9%

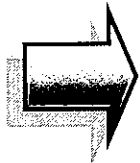
・老齢厚生年金 93.2%

(加入期間の再確認を要しない場合;59.1%)

・遺族厚生年金 90.0%

(加入期間の再確認を要しない場合;69.1%)

・障害基礎年金 89.8%



【今後の取組】

- 「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点について精査の上、改善に向けた対策を徹底

○ 事務処理の標準化

【取組】

- 全国統一の業務マニュアルの運用を開始【平成 18 年 10 月～】

Ⅱ. 保険料収納率等の向上

○ 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

【取組】

- ① 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説した「総合パンフレット」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に答えられる「目的別チラシ」の作成【平成 17 年 11 月～】
- ② 中学生、高校生を対象とした年金セミナー（平成 5 年度～）の拡充及び大学生を対象とした年金セミナーの開催【平成 18 年度～】
- ③ 年金制度をわかりやすく解説した「年金ネット番組」の配信や子供向けのキッズページの作成【平成 18 年度～】

【実績】

中・高校生対象セミナー実施率 32.2%(18 年度)、大学生対象セミナー開催 22 大学(18 年度)

○ 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

【取組】

- 市町村から所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備し、十分な所得や資産がありながら度重なる納付督促にも応じない未納者に対し、強制徴収を実施

【実績】

最終催告状送付件数 16 年度 3 万件 → 17 年度 17 万件 → 18 年度 31 万件まで拡大


【今後の取組】 19 年度においては、最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を 60 万件にまで拡大

○ 保険料を納めやすい環境整備の推進

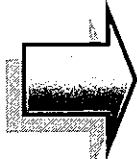
【取組】

- ①被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始
【平成 16 年 2 月～】
- ②インターネット、携帯電話及び ATM を活用したマルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始
【平成 16 年 4 月～】
- ③若年者納付猶予制度の創設、口座振替割引制度の導入【平成 17 年 4 月～】

【実績】

- 
- ①コンビニエンスストアでの納付状況
利用件数 約 749 万件(平成 18 年度)
 - ②マルチペイメントによる納付状況
利用件数 約 24 万件(平成 18 年度)

【今後の取組】


- 
- ① 国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネットなどに加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とする【平成 19 年度中～】
 - ② 割引制度や納め忘れ防止のメリットなどを周知することにより、口座振替の利用促進を図る
〔口座振替率 17 年度 40% → 18 年度 40%〕
 - ③ 学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、それまでの間は、毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入【平成 20 年 4 月～】

○ 民間委託の推進

【取組】

- 国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施【平成17年10月～】
- 17年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、18年度は、モデル事業の実施箇所数を35カ所に拡大

【今後の取組】

- 
- 国民年金保険料収納事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として対象社会保険事務所を19年度は、95カ所に拡大

○ 健保・厚年の未適用事業所の適用の推進

【取組】

- 重点加入指導の対象を従業員10人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員15人以上の事業所に対しては、職権適用を実施【平成18年度～】

【今後の取組】

- 職権適用の対象事業所を従業員10人以上の事業所に拡大するとともに、適用促進業務について、全ての社会保険事務所において、一般競争入札による民間委託を拡大【平成19年度～】

Ⅲ. 事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除

○ 事務処理の効率化

【取組】

○健康保険・厚生年金適用関係届書、国民年金適用・保険料関係届書、健康保険給付関係及び年金給付関係の届書の入力業務、審査業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進【平成 17 年度～】

【実績】

○適用関係届書、健保給付関係届書及び年金給付関係届書 計 281 届書の入力業務について外部委託を実施
(平成 18 年度)

○ 新たなチェックシステムの導入

【取組】

○調達案件を厳格に審査する調達委員会の設置【平成 16 年 10 月～】

【実績】

調達委員会の開催状況：開催回数 61 回（平成 16 年 10 月～19 年 8 月）

○ 予算執行の適正化

【取組】

○調達コスト削減目標の設定【平成 17 年 3 月～】

<18 年度削減目標：物品等の調達計画額の 10%以上の削減>

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立し、年金福祉施設等の整理合理化を徹底

【平成 17 年 10 月～ 5 年間】

【実績】 18 年度の調達コスト削減実績：調達計画額の 13%の削減（削減額：132 億円）

IV. 法令遵守と個人情報保護の徹底

【取組】

- 職員毎のカード番号固定化【平成 16 年 7 月～】及び本人識別のためのパスワードの登録【平成 16 年 10 月～】
- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備【平成 17 年 1 月～】
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施【平成 17 年度～】
- 法令違反通報窓口の設置及び調査範囲の拡大【平成 18 年 6 月～】
- 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置【平成 18 年 7 月～】

V. 意識改革の徹底と能力重視の人事政策

【取組】

- 能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入

平成 17 年 10 月 ～ 管理職等を対象に試行を実施
平成 18 年度 ～ 管理職等を対象に本格実施
その他の職員を対象に試行を実施
平成 19 年度 ～ 全職員を対象に本格実施

- 現場の全職員は、今後の社会保険庁改革の在り方に関する自らの考えを「わたしのリスタート・プラン」として長官宛に提出【平成 18 年 9 月】
- 職員が自らの職場・業務に関する意見・要望・疑問等がある場合に、それらを積極的に表明することができる職場づくりの契機とするため、各社会保険事務局単位で、長官と職員との自由な意見交換会「長官と本音で語ろう」を順次開催【平成 18 年 9 月～】
- 職員同士の意思疎通を図り、職場内でのコミュニケーション不足を解消するため、全職員が、自らの業務や組織の問題について、上司と率直な意見を交わすとともに、今後の業務の在り方について、建設的な議論を行う「全職員対話キャンペーン」を実施【平成 18 年 10 月～11 月】
- 現場職員から寄せられた「わたしのリスタート・プラン」において積極的、前向きな提言を行った職員と長官による懇談の場を設け、議論を行った上で、職員間で共有すべき組織目標等について、「社会保険庁リスタート・プラン」としてとりまとめた【平成 19 年 3 月】